

平成25年第3回横手市議会6月定例会会議録

議事日程（第1号）

平成25年6月10日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 永年勤続者の表彰状伝達
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議長報告について
- 第 5 市長の当面の市政運営についての所信説明
- 第 6 報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 7 報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 8 報告第17号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 9 報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第10 報告第19号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第11 報告第20号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第12 報告第21号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第13 報告第22号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第14 報告第23号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第15 報告第24号 平成24年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第16 報告第25号 平成24年度横手市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 第17 報告第26号 平成24年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第18 報告第27号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第19 報告第28号 平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第20 報告第29号 平成24年度横手市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第21 報告第30号 平成24年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第22 報告第31号 平成24年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第23 報告第32号 平成24年度横手市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第24 議案第68号 横手市自治基本条例
- 第25 議案第69号 横手市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 第26 議案第70号 横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第71号 横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 第28 議案第72号 クリーンプラザよこて整備及び運営事業に係る特定事業契約の締結について
第29 議案第73号 工事請負契約の締結について（消防・救急デジタル無線整備工事）
第30 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市船沼多目的集落集会所）
第31 議案第75号 財産の取得について（小型動力消防ポンプ）
第32 議案第76号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）
第33 議案第77号 財産の取得について（除雪ドーザ）
第34 議案第78号 財産の取得について（除雪ドーザ）
第35 議案第79号 財産の取得について（除雪ロータリー）
第36 議案第80号 民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について
第37 議案第81号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第2号）
第38 議案第82号 平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第39 議案第83号 平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
第40 議案第84号 平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
第41 議案第85号 平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
第42 議案第86号 平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）
第43 議案第87号 平成25年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）
第44 議案第88号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）
第45 議案第89号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第46 議案第90号 平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第47 議案第91号 平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）
第48 議案第92号 平成25年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）
第49 議案第93号 平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員（29名）

1 番	木村清貴	2 番	佐藤誠洋
3 番	高橋聖悟	4 番	土田百合子
5 番	青山豊	6 番	齊藤勇
7 番	立身万千子	8 番	鈴木勝雄
9 番	小野正伸	10番	遠藤忠裕
11番	土田祐輝	12番	高橋大

13番	小 沢 秀 宏	14番	堀 田 賢 逸
15番	佐 藤 德 雄	16番	佐々木 誠
17番	菅 原 惠 悦	18番	齋 藤 光 司
20番	佐 藤 清 春	21番	佐 藤 忠 久
22番	寿松木 孝	23番	播 磨 博 一
24番	佐々木 喜 一	25番	佐 藤 功
26番	塩 田 勉	27番	奥 山 豊
28番	阿 部 正 夫	29番	高 橋 勝 義
30番	田 中 敏 雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市 長	五十嵐 忠 悦	副 市 長	鈴 木 信 好
副 市 長	佐 藤 良 吉	教 育 長	高 橋 準 一
総務企画部長	浮 嶋 伸	財 務 部 長	石 山 清 和
市民生活部長	小 丹 茂 樹	健康福祉部長	柴 田 恒 宏
産業経済部長	遠 藤 久 志	建 設 部 長	照 井 康 晴
上下水道部長	鈴 木 弘 志	教育総務部長	小 川 良 平
教育指導部長	佐 藤 稔	消 防 長	伊 藤 弘 明
市立横手病院 事務局長	佐 藤 正 弘	市立大森病院 事務局長	金 澤 和 彦
総務企画部次長 兼 人事課長	皆 川 規 和	総務企画部次長 兼 市長公室長	小田嶋 利 宏
総務企画部 総務課長	佐 藤 亮	総務企画部 経営企画課長	渡 部 幸 伸
財務部財政課長	三 浦 淳	横手地域局長	武 田 浩 一
増田地域局長	遠 藤 晴 美	平鹿地域局長	高 橋 嘉
雄物川地域局長	杉 山 哲	大森地域局長	高 山 勇 光
十文字地域局長	鈴 木 淳 悦	山内地域局長	照 井 礼 司
大雄地域局長	小松田 文 夫		

事務局職員出席者

事務局 長	高橋 実	主 幹	村上 伸夫
総務担当主査	小田嶋 あけみ	議事調査担当主査	長瀬 肇
議事調査担当主査	松井 尊臣		

◎開会及び開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

ただいまから平成25年第3回横手市議会6月定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎永年勤続者の表彰状伝達

○佐藤清春 議長 日程第1、永年勤続者の表彰状伝達を行います。

去る5月22日、東京日比谷公会堂で開催された第89回全国市議会議長会定期総会において、齊藤勇議員、小沢秀宏議員、立身万千子議員、佐々木誠議員、齋藤光司議員、寿松木孝議員、播磨博一議員、塩田勉議員が在職10年以上の勤続者として、それぞれ表彰されました。

それでは、ただいまから表彰状の伝達を行います。

○高橋実 事務局長 それでは、表彰状の伝達を行います。お名前をお呼びいたしますので、表彰を受けられる方は前のほうへお進みください。

齊藤勇議員、小沢秀宏議員、立身万千子議員、佐々木誠議員、齋藤光司議員、寿松木孝議員、播磨博一議員、塩田勉議員。

それでは、議長より表彰状の伝達を行います。

初めに、齊藤勇議員。

○佐藤清春 議長 表彰状、横手市、齊藤勇殿。あなたは市議会議員として12年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成25年5月22日、全国市議会議長会会長、佐藤祐文。代読であります。おめでとうございます。（拍手）

【表彰状伝達】

○高橋実 事務局長 次に、小沢秀宏議員。

○佐藤清春 議長 表彰状、横手市、小沢秀宏殿。以下、同文でございますので省略させていただきます。おめでとうございます。（拍手）

【表彰状伝達】

○高橋実 事務局長 次に、立身万千子議員。

○佐藤清春 議長 表彰状、横手市、立身万千子殿。あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成25年5月22日、全国市議会議長会会長、佐藤祐文。代読であります。おめでとうございます。（拍手）

【表彰状伝達】

○高橋実 事務局長 次に、佐々木誠議員。

○佐藤清春 議長 表彰状、横手市、佐々木誠殿。以下、同文でございますので省略させていただきます。
おめでとうございます。（拍手）

【表彰状伝達】

○高橋実 事務局長 次に、齋藤光司議員。

○佐藤清春 議長 表彰状、横手市、齋藤光司殿。以下、同文でございますので省略させていただきます。
おめでとうございます。（拍手）

【表彰状伝達】

○高橋実 事務局長 次に、寿松木孝議員。

○佐藤清春 議長 表彰状、横手市、寿松木孝殿。以下、同文でございますので省略させていただきます。
おめでとうございます。（拍手）

【表彰状伝達】

○高橋実 事務局長 次に、播磨博一議員。

○佐藤清春 議長 表彰状、横手市、播磨博一殿。以下、同文でございますので省略させていただきます。
おめでとうございます。（拍手）

【表彰状伝達】

○高橋実 事務局長 次に、塩田勉議員。

○佐藤清春 議長 表彰状、横手市、塩田勉殿。以下、同文でございますので省略させていただきます。
おめでとうございます。（拍手）

【表彰状伝達】

○高橋実 事務局長 以上で表彰状の伝達を終わります。ありがとうございます。（拍手）

◎会議録署名議員の指名について

○佐藤清春 議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番木村清貴議員、2番佐藤誠洋議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○佐藤清春 議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月26日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は17日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○佐藤清春 議長 日程第4、議長から議長報告、監査委員から例月現金出納検査報告書及び市長から横手市土地開発公社ほか7法人のそれぞれの平成24年度経営状況説明書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○佐藤清春 議長 日程第5、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成25年6月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考えとして所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、3年連続の記録的な豪雪により、ことしは特に雪解けがおくれ、さらには低温や日照不足といった天候不順が続き、桜の開花が大幅にずれ込むなど、平年より遅い春の訪れとなりました。このため、農家の春作業がおくれておりましたが、5月下旬に好天が続き、その後は徐々に回復へと向かっているようであります。しかしながら、作物によっては生育のばらつきが見られるなどの状況にあるため、今後も天気予報等の情報や当面の技術対策等について、引き続き農家への周知徹底に努めてまいります。

さて、政府は日本経済を大胆に再生させるため、大震災からの復興を前進させるとともに「成長による富の創出」へと転換し、強い経済を取り戻すことに全力で取り組んでおります。円高の是正など、デフレからの早期脱却をするために安倍内閣が進める機動的、弾力的な経済財政運営により、日々の変動はあるものの円安や株価上昇を受け、国の景気は回復の兆しが見え始めてきております。ただし、昨今においては著しい変動が見られる状況となっております。また、日銀も個人消費や企業の生産活動が戻りつつあるとして、国内の景気判断を引き上げたところです。

内閣府が公表した5月の月例経済報告によると、景気は緩やかに持ち直しており、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、次第に回復へと向かうことが期待されております。

当市内の事業所における4月の新規採用者数は、例年より多い状況にありますが、しばらくは商工業や農業等への支援を進めながら産業経済活動をサポートし、雇用、所得環境の改善に努めていかなければなりません。

こうした中、国立社会保障・人口問題研究所が3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、当市においても人口減少と少子高齢化がますます進む報告となりました。当市では昨年度、高齢化や過疎化が進む増田町狙半内など、4つの地域で住民が主体となって、高齢者への除雪支援や買い物支

援などを行う社会実験が展開され、地域の高齢者の方々から好評を得たとの報告を受けたところであり
ます。

人口の減少そのものは避けられないとしても、これら共助による地域組織づくりへの財政的な支援な
どにより、行政サービスを含めた地域社会づくりのシステムを構築し、地域コミュニティを継続してい
くことが最大の課題と感じております。

2つ目の新たな施策等への取り組みについてであります。

(1)横手市自治基本条例についてであります。

地方公共団体は、地方分権の進展、人口減少や少子高齢化などから発生する課題に直面しております。
また、行政に対する市民の皆様の関心や地域の自治意識が高まりつつあることは、十分に認識してい
るところであります。こうした状況において、いつまでも住み続けられる、よりよい横手市を創造するた
めには、市民・議会・行政が相互に協力し、創意工夫しながら、主体的な自治体運営に努めていくこ
とが不可欠であると考えております。

このことから、「まちづくりの主人公は市民である」という大原則のもと、市民・議会・行政の果た
すべき役割と市政運営の基本理念や基本原則を総合的・体系的に明文化した「横手市自治基本条例
(案)」を、今議会に提案しております。

今後は、幸せな地域社会の実現を目指して、市民・議会・行政がこの条例に掲げる理念を共有し、横
手市にかかわる全ての人々の市政への参画と共同によるまちづくりを推進してまいりたいと考えており
ます。

(2)のグリーンカーテン設置事業についてであります。

市では、ことしの夏、庭園都市を目指して推進しているガーデンシティ・プロジェクト事業の一環と
して、市の公共施設から排出されるCO₂の削減と夏季の省エネ運動を促進するため、アサガオやゴー
ヤなどを育てて日差しを遮るグリーンカーテン設置事業を開始することといたしました。現在、南庁舎
や各地域局庁舎、さらには小・中学校や公民館など約40施設で実施することで、施設を訪れる方々へ
「グリーンカーテンでおもてなし」する環境づくりに取り組んでおります。

今後は、定期的な節電結果の公表などを視野に、設置施設それぞれで遮光、省エネ効果が実感できる
工夫の取り組みはもちろん、市民の皆様にも一緒になって取り組んでいただける活動になるよう努めて
まいります。

(3)の老人福祉施設の無償譲渡についてであります

指定管理者制度を導入している特別養護老人ホーム6施設を含む9つの老人福祉施設につきましては、
長期的な展望に立った施設運営や人事管理等を考慮し、利用者がより安心して安定的に介護サービス
を受けられるよう、来年4月1日の無償譲渡に向けて、施設を運営する社会福祉法人の選定準備を進めて
いるところです。

6月6日には、市内の社会福祉法人を対象に公募要項の説明会を開催しており、7月上旬からの申請

内容の事前審査、税理士などを含む選定委員会での書類審査及びプレゼンテーションを経た上で、8月上旬には譲渡法人を決定することとしております。

今後とも、施設利用者やそのご家族、施設で働く法人の職員が不安を抱くことがないように十分に配慮しながら、公平で透明性の高い選定作業を行ってまいります。

(4)の成人風しん予防接種事業についてであります。

現在、関東地方を中心に風疹が流行しており、当市においても予防接種の呼びかけをしておりますが、接種費用の負担が大きく、なかなか進んでいない状況にあります。妊娠初期の女性が風疹に感染した場合、生まれた子に心疾患や白内障、難聴などの先天性風疹症候群を引き起こすおそれがあり、女性ばかりでなく、その配偶者等も予防接種が必要となります。

このため、県が市町村へ予防接種費用の一部を助成する方針を明らかにしたことを受け、市では、今年度中に23歳から45歳までの年齢に達する方々を対象に、風疹の予防接種費用全額を助成し、安心して子どもを産み育てていただけるよう、積極的に働きかけをしてまいります。

なお、今議会に助成に関する費用を補正計上しております。

(5)の大豆・麦など生産体制緊急整備事業についてであります。

食料自給率の向上を目的として、ことし2月に国の補正予算で創設された本事業は、平成25年度単年度で実施するものとなっております。当市においては市及びJ A等、農業関係機関・団体に構成する農業再生協議会で取り組むことにいたしました。

集落営農組織や農業者等から機械購入など8つの事業メニューに対し、5月末現在で44件、助成要望額約9,000万円の申請状況となっております。

今後は、本事業の活用により、収量の拡大と品質向上が図られ、安定的な生産体制が強化されることを大いに期待するところであります。

(6)の秋田デスティネーションキャンペーンに向けた取り組みについてであります。

ことし10月から12月の3カ月間、J Rグループ6社による秋田デスティネーションキャンペーンが展開されます。

これに伴い、県では昨年度から県内自治体や観光関係団体をメンバーに観光キャンペーン推進協議会を設置し、首都圏等からの誘客を図るため、車体全体を広告で覆うラッピング電車の運行や旅行代理店向けのPRを実施しております。

当市といたしましても、県や横手・湯沢地域部会との連携を図りながら、「こまち蔵しっく号」の運行や、隣県旅行代理店へ旅行商品の企画販売を働きかけるなど、広域的に誘客を図ってまいります。特に、10月12日から14日までの3日間、秋田駅と横手駅間で運行されるSLに合わせ、横手駅西口駅前振興組合や横手駅前商店街振興組合との協働で、横手駅周辺を主会場とした歓迎イベントを計画しており、SLの乗客やファンを初め、市内外からの多くの観光客に喜んでいただける内容にしたいと考えております。

また、当市を訪れていただいた観光客に対し、気軽に周遊できる観光スポットやモデルコースを案内することで、市内への滞在時間の拡大を図り、経済の活性化につなげてまいります。

加えて、市民が一体となって観光客を「おもてなしの心」で迎え入れることができるよう、観光関係者に対する講習会を開催するほか、小学生を対象に実践行動を普及させることで、子どもたちを通じて各家庭への浸透を図るなど、来年度の国民文化祭などへつなげる取り組みを継続してまいります。

(7)の消防体制の整備についてであります。

市消防本部がまとめた昨年の出動状況は、火災が34件、救急が4,110件、風水害や捜索等の災害対応が530件でありました。火災については、住宅用火災警報器の普及などにより出動状況は減少傾向にありますが、高齢者が7割を占める救急需用は、高齢化が進む中、今後も出動の増加とともに搬送中の高度な処置も求められる状況にあります。

消防本部では、こうした状況に迅速に対応するため、この4月から1署・6分署の体制を維持しながら、消防署と山内分署の東地区、雄物川・大森大雄分署の西地区、平鹿・十文字・増田分署の南地区の3ブロックに機能を統合し、それぞれを統括する副署長を配置しました。これにより、日常の業務も含め、これまで以上に柔軟な職員の配置や消防車両の運用につながるものと考えております。

救急体制につきましても、救急救命士を分散配置し、7台の救急車のうち6台を医師の指示により医療行為が行える高規格救急車で運用しております。なお、山内分署につきましては平成26年度からの高規格化を予定しております。

また、消防救急無線デジタル化事業については、今年度から2カ年で設置工事を実施し、その後、移行期間を経た上で平成28年度からの運用開始を目指すこととしており、今議会に工事契約に関する議案を提案しております。

消防本部では、平成27年度まで大量退職により職員の約2割が入れ替わりますが、消防力を維持し、市民の安全・安心の確保のため、今後も体制整備に努めてまいります。

3番目の平成25年度事業等の進捗状況についてであります。

(1)の横手デマンド交通についてであります。昨年4月16日から実証実験運行を行っている「横手デマンド交通」であります。ことし3月末時点で運行回数が約2万8,000回、利用者数が3万6,000人弱となっており、1日当たりの平均運行回数は約100回、平均利用者数は約130人となっております。

今年度は、乗りかえポイントを増設するなど実証実験を継続しており、当市に適した運行形態や料金体系、また既存公共交通との連携の仕方などについて検討を行ってまいります。年内には、日常生活に必要な移動手段の一つとして、将来にわたり持続可能な形態で横手デマンド交通の本格運行を開始したいと考えております。

(2)のよこて食・農・観d eまちづくりプロジェクトについてであります。

秋田県市町村未来づくり協働プログラムとして、県と市が協働で実施予定の「よこて・食・農・観d eまちづくりプロジェクト」であります。ことし4月から総務企画部内に「食・農・観d eまちづく

り室」を設置し、若杉清一氏をプロデューサーとして具体的な事業計画の立案を行っているところです。

「食を手段に、農を元気に、観につなげる」をキーワードとするこの事業の目玉は、雄物川地域の雄川荘からえがおの丘、三吉公園にかけての一带を6次産業創出の拠点として、レストランや加工所、直売所等を整備し、既存の温泉宿泊交流施設や公園の環境整備とあわせ、生産から加工、商品化、販売、さらには観光に至る新たな農業のビジネスモデルを構築しようとするものであります。

また、道の駅十文字、道の駅さんない、雁の里せんなんの各道の駅直売所のさらなる活性化により、市全体の食・農・観の底上げを図ることも本事業の大きな目的としております。

具体的な内容につきましては、県平鹿地域振興局と協働で策定中であり、素案が固まり次第、議員の皆様にご報告してまいります。なお、今議会に、えがおの丘を中心とするエリアの地形測量にかかわる経費の補正予算を計上しております。

(3)の国民文化祭についてであります。

ことし4月、国民文化祭の準備業務のほかに、市の観光や物産販売、宿泊や交通運輸の調整など、関係機関や団体、庁内各課と横断的に連携するため、市長部局に国文祭推進事務局を置き、専任職員5名と併任職員7名の体制により、事業の推進を強化したところであります。5月14日には、国民文化祭横手市実行委員会の第3回総会が開催され、今年度の事業計画と予算が承認されております。

当市で開催されるステージ部門の前年祭として、民謡、民舞や太鼓などのプレイベントを10月26日と27日に開催することのほか、当市で開催する8事業にかかわる企画委員会、主催事業の準備、さきの開催県における開催状況調査、広報宣伝活動などを行う予定となっております。

「第29回国民文化祭・あきた2014」の各事業については、ことし7月に国の実行委員会から承認される予定であり、それを受けて県内外に出演団体の募集が開始されるなど、本格的な準備に入ります。

市実行委員会からは、国民文化祭に対する市民の認知度が低いというご意見もあり、市としましては市報への連載や、横手かまくらFMでのPR放送、のぼりや横断幕を設置するなど、市民への周知活動を積極的に行ってまいります。

また、当市の国民文化祭事業を市民に広く周知するため、6月から国民文化祭横手市応援事業の申し込みを開始しました。これは、市内公共施設を会場に発表会などを開催する芸術文化団体等が、積極的に国民文化祭の周知を行う場合、施設使用料を減額するものであります。この応援事業を通じて、市と芸術文化団体と一緒に国民文化祭を盛り上げてまいります。

(4)の災害対応についてであります。

3年連続の豪雪に見舞われ、ことし2月21日に設置した横手市雪害対策部につきましては、融雪期の災害のおそれがなくなった5月7日をもって解散いたしました。なお、ここ数年続いている果樹等の農業被害については、一昨年、産業経済部に設置しました農業雪害対策部で引き続き対応してまいります。

今後の防災対策についてであります。新たに防災ラジオが必要な方への速やかな貸与を進めるとともに、その有効活用の周知を図るなど、市民の皆様の自主的な地域防災活動への支援を進めてまいりま

す。

なお、県は秋田県地域防災計画の平成26年度の運用に向け、全面的な見直しの作業中ではありますが、当市の地域防災計画につきましても、これにあわせ全面改訂の作業を行い、さまざまな立場の皆様から広くご意見を伺うため、新たに4月1日付で15名の方を防災会議委員として委嘱したところです。

(5)の重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取り組みについてであります。

昨年12月16日、横手市伝統的建造物群保存審議会に「横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画(案)」を諮問しておりましたが、5月19日に開催された保存審議会で、計画の決定について答申を受けたところであります。また、保存地区につきましては、5月30日に開催された横手市都市計画審議会において保存地区の位置や面積について諮問し、答申を受けております。

今後のスケジュールにつきましては、6月24日開催の横手市教育委員会に諮り、「横手市伝統的建造物群保存地区」として告示することとなります。

その後、国に「重要伝統的建造物群保存地区」選定への申し出を行うべく準備を進めてまいります。また、増田の町並みの保存と活用につきましては、ことし4月に設立された「増田まちなみ保存会」を中心に、地域の皆様と意見交換を行いながら、お客様の受け入れ態勢の整備を図るとともに、各種メディアを通じ全国に発信してまいります。

(6)の国民健康保険についてであります。

初めに、平成24年度の事業状況であります。医療費につきましては1人当たりの保険給付費が26万6,000円で、平成23年度と比較し1.7%増加しており、2年連続で微増となっております。

また、国保税の収納につきましては、現年分が前年度と同じ94%、滞納繰越分は3%増加の18%となり、収入の確保が図られております。なお、1億3,000万円の法定外繰り入れを実施し、財政調整基金に2億円を積み立てることができました。これにより、昨年度末の基金の残高は2億5,000万円となっております。

次に、本格予算となります今回の補正予算であります。課税所得が増加している状況から、財政推計による予算額が確保できる見込みであるため、今年度の国保税率につきましては、第2期財政健全化計画に基づき据え置くという考え方で、今議会に計上しております。

加えて、今年度は医療費適正化対策事業として、新たに国保加入者へのジェネリック医薬品差額通知を実施し、あわせて病気の予防に向けた健康づくり活動を推進することにより、さらなる事業運営の安定化に努めてまいります。

(7)の災害廃棄物の受け入れについてであります。

東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れにつきましては、今年度も焼却処理する予定でございましたが、岩手県内の施設のみで処理が完了するめどが立ったため、県から4月15日、今年度は広域処理を要しなくなった旨の連絡があったところです。5月28日には、野田村長及び岩手県副知事から直接謝意をいただき、被災地の復興に寄与できたとの思いを強く感じたところです。

災害廃棄物の受け入れは、昨年9月以降、半年余りで終了いたしました。当市の取り組みが被災地復興の一助となったとのことであり、災害廃棄物の引き受けにご理解、ご協力いただいた市民の皆様に深く感謝を申し上げます。

なお、処理施設周辺の放射能測定につきましては、市民の皆様の安全・安心のため、当分の間、県と連携しながら継続して実施し、その結果についても市報等で公表してまいります。

(8)のクリーンプラザよこて整備及び運営事業についてであります。

初めに、事業者選定の経過についてであります。3月23日開催の事業者選定審査委員会による協議の結果、「荏原環境プラントグループ」が優秀提案者として選定され、3月25日に開催された契約審査会において同グループを落札者として決定いたしました。

その後、4月11日にはグループを構成する荏原環境プラント株式会社営業本部、伊藤建設工業株式会社、横手建設株式会社、太平洋セメント東北支店との間で基本協定を結び、運営維持管理を担う特別目的会社であります「株式会社よこてEサービス」が設立され、5月31日には基本仮契約や建設工事請負仮契約など4つの仮契約を取り交わしたところであり、今議会に契約締結のための議案を提案しております。

なお、今後のスケジュールであります。7月末までに造成工事に着手し、年内には工事を終わらせたいと考えております。

また、これにあわせ、工事用の道路となる市道大平線の整備も並行して行い、来年度早々には建築本體工事の着手を予定しております。

次に、クリーンプラザよこての稼働時から適用となる新たなごみ分別区分への移行に向けた取り組みについてであります。事前に幾つかの町内会に新分別区分のモデルになっていただき、収集方法や頻度、品目ごとの組み合わせなどの問題点を検証しながら、円滑に移行できるよう啓発活動に取り組んでまいります。今年度は、分別区分が大きく変更となる横手及び山内地域の町内会を対象に試行する予定であり、今後関係者と協議を進めることとしております。

(9)の農業の振興についてであります。

ことし2月に8地域ごとに策定された「人・農地プラン」につきましては、中心経営体に位置づけられた担い手農業者と農地の出し手などの連携農業者を含め、5月上旬に1回目の地域会議を8地域で開催し、計画内容の見直しを行ったところです。この計画の変更案については、6月11日の人・農地プラン検討委員会で決定することとしております。

今後も、担い手農業者の経営合理化を図るため、農地集積円滑化団体であるJA秋田ふるさとと連携し、より実効性のある農地集積の推進に取り組んでまいります。

また、人・農地プランの中心経営体に位置づけられた新規就農者が支給対象となる青年就農給付金については、今年度前期分として11件の申請があり、6月中に営農開始計画の審査を行う予定としております。引き続き、就農情報の発信や就農相談を通して、青年就農給付金を初めとする就農支援策の周知

に努めるとともに、県やJAなどの関係機関と連携し、地域全体で担い手の確保と育成、定着を図ってまいります。

(10)の財団法人横手市みどり公社の解散についてであります。

遊休農地の縮小や担い手農家の生産性向上を目的として、平成14年6月に設立した財団法人横手市みどり公社は、農地利用集積円滑化事業をJA秋田ふるさとが引き継ぐことで協議してまいりました。昨年10月19日にJA秋田ふるさとが農地利用集積円滑化団体の承認を受け、12月から本格的に事業を開始しております。

また、農業ヘルパーセンター推進事業については廃止し、無人ヘリ防除事業は、みどり公社のヘリオペレーター組織が設立した「農事組合法人よこてヘリサービス」へ移管いたしました。

これらを踏まえ、ことし3月28日に残余財産4,377万円余りを市に寄附し、解散の手続を完了しております。

(11)の経済雇用対策についてであります。

ことし3月末現在におけるハローワーク横手管内の有効求人倍率は0.57倍で、この結果、昨年度の各月平均は0.55倍となりました。過去5年間では平成21年度の0.23倍が最低の数値であることから、相対的に見れば雇用情勢は年々回復しております。しかし、ことし3月末には市内の事業所において大きな雇用調整が発生するといった事例があり、また、業種によっては極めて求人数が少なく、依然として雇用対策は必要となっております。

今年度は、市内全ての事業所を対象に、市民の方を正規雇用していただいた場合、1人当たり50万円の雇用奨励金などを交付する「安定雇用・人材育成促進事業」を実施しており、他の支援制度も活用していただけるよう非常勤の専門職員を配置し、訪問により周知と相談を進めているところです。

当市においては、アベノミクスによる好影響がまだ感じられず、しばらくは景気対策の継続が必要であると考えており、今後も市内事業所の情報を把握しながら、企業振興条例やものづくり創造支援事業などによる支援を積極的に推進してまいります。また、市内商業の活性化についても、商工団体等と連携しながら地域商業活性化事業や魅力あるお店づくり事業により、支援してまいります。

なお、さきの3月議会定例会でご報告しております、焼き鳥・惣菜の製造販売を行う「株式会社日本一」の進出に関しましては、4月18日付で「日本一フード秋田株式会社」が当市内に設立され、5月29日には横手第二工業団地内において、製造工場の起工式が挙行されました。同社からは、ことし11月中の創業を目指し、順次作業を進めていくとお伺いしており、今後は円滑に創業できるよう各種手続について支援していきます。

また、一人でも多くの市民が雇用されるよう、ハローワークなどの関係機関と連携し、求人情報の周知などについても協力してまいります。

(12)の横手コンベンション協会の設立についてであります。

交流人口の増加による地域活性化を図ることを目的に、5月9日、民間企業等105団体の参画により

「横手コンベンション協会」が設立されました。県内では秋田市に次いで2例目となり、各種大会や会議などの誘致、会場の手配や宿泊施設の案内、お土産や観光地の紹介等で主催団体が事業を円滑に進めることができるよう、きめ細やかな支援をしようとするものであります。

当協会は、昨年7月に設立準備会を発足させ、12月には設立発起人会を立ち上げて協議を進めてきたもので、横手市は特別会員として参画し、人的・財政的な支援などにより相互に協力関係を築き、コンベンションの情報提供や誘致活動に協力してまいります。

また、コンベンションへの参加者に対し、当市の歴史、文化、特産品、お祭りやイベントなどの魅力をPRし、再び当市を訪れていただくための機会にしたいと考えております。

(13)の学校統合事業についてであります。

鳳中学校、横手西中学校、金沢中学校を統合し、この春開校した横手北中学校の開校式典を4月13日に挙行いたしました。式典においては、校旗授与や生徒代表の誓いの言葉のほか、校歌作曲者の指揮により校歌が披露されました。306名の生徒たちは、新しい校舎や体育館、屋外体育施設など充実した教育環境のもとで、横手北中学校の歴史をつくっていくことと思っております。

平成27年度開校予定の雄物川小学校につきましては、現在、校舎及び屋外体育施設の建設工事を7月に発注するため、準備を進めております。同じく、平成27年度開校予定の大雄小学校につきましては、田根森小学校の教室の増築と、校舎改修工事の実施設計業務を5月に発注したところです。

なお、この田根森小学校の校舎増築・改修工事は、今年度創設された国の大規模改造（統合）交付金事業等を活用して2カ年で行うため、工事費等の補正予算と継続費の設定を今議会に提案しております。また、今後、両小学校の開校準備委員会を設置して、校歌の選定方法を協議し、校章デザインを公募してまいります。

横手地区小学校統合事業につきましては、ことし5月に統合小学校名の公募を行っており、6月中旬に学校名を選定する予定であります。

(14)の「スポーツ立市よこて」宣言式典についてであります。

4月20日、横手体育館において、スポーツ関係者や市民約1,000人が参加し、「スポーツ立市よこて」宣言式典を挙行いたしました。当日は、横手市出身の3名の方々にスポーツ大使を委嘱し、市内スポーツ少年団の子どもたちと会場の皆さんが決意を読み上げ、「スポーツ立市よこて」を高らかに宣言しました。式典後、北都銀行バドミントン部や雄物川高校男子バレーボール部などによるエキシビジョンマッチを行い、会場を大いに盛り上げました。

今後、スポーツイベントの誘致などを通して、元気なまちづくりと地域経済の活性化を図るとともに、市民の皆様がスポーツに親しむことができるよう各種事業を推進してまいります。

また、5月29日、市全域としては初の参加となるチャレンジデー2013を実施しました。赤坂総合公園で開催したオープニングイベントのグラウンドゴルフ大会では、約120名の参加者が生き生きとプレーを楽しんでおりました。全国101自治体が参加し、ことしは兵庫県豊岡市民との運動の実施率を競

い合った結果、参加者数は7万人を超え、参加率71%で勝利し、金メダルを受賞することができました。

このような体を動かすイベントをきっかけに、健康づくりやスポーツに親しむ機会を通して、市民と一体となった生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現を目指してまいります。

4番目の補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、食・農・観d eまちづくり推進事業、保育士等処遇改善臨時特例事業、成人風しん予防接種事業、戸別所得補償経営安定推進事業、大雄地区小学校統合事業などのほか、人事異動による現員現給に伴う人件費が主な内容となっております。補正額は7,722万2,000円で、補正後の予算総額は501億8,322万2,000円であります。

主な事業を申し上げますと、食・農・観光d eまちづくり推進事業に700万円、保育士等処遇改善臨時特例事業に4,186万6,000円、成人風しん予防接種事業に3,416万円、南部斎場管理運営費に1,974万7,000円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に3,965万5,000円、戸別所得補償経営安定推進事業に3,688万5,000円、大雄地区小学校統合事業に6,159万5,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、専決処分報告案件9件、繰越計算書の報告案件9件、条例制定など条例関係案件4件、契約締結案件2件、財産取得案件5件、その他の案件2件、平成25年度一般会計補正予算案など補正議案13件の合計44件であります。なお、工事請負契約締結案件及び財産取得案件を追加提案する予定としております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、所信説明といたします。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第15号～報告第23号の上程、質疑

○佐藤清春 議長 日程第6、報告第15号専決処分の報告についてより、日程第14、報告第23号専決処分の報告についてまでの報告9件を一括議題といたします。

専決処分の報告については説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで、報告第15号より第23号までの9件の報告を終わります。

◎報告第24号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第15、報告第24号平成24年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について報告を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました報告第24号平成24年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

この報告は、一般会計におきまして議決をいただいております継続費の平成24年度分に関しまして、平成25年度へ逐次繰り越し、その計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

それでは、20ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費、2項清掃費、廃棄物処理統合施設整備事業535万5,950円を翌年度へ繰り越してございます。これは、施設整備等に係る基本設計及び事業者選定支援等業務委託で、支援業務委託期間の平成25年6月までの延長により、平成25年度へ逐次繰越するものでございます。

続きまして、10款教育費、5項保健体育費で学校給食センター統合事業を1億1,740万1,000円、翌年度へ繰り越してございます。これは、建物配置計画の策定において学校関係者等々の協議に不測の日数を要したことによる逐次繰越によるものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第24号の報告を終わります。

◎報告第25号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第16、報告第25号平成24年度横手市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第25号平成24年度横手市水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の21ページをごらんいただきたいと思います。

本報告は、継続費を設定して事業を行っております大沢第二浄水場整備事業におきまして、平成24年度予算の残額を平成25年度に繰り越すことについて継続費繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法施行令の規定に基づき、今議会に報告するものでございます。

22ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度予算額26億8,650万8,000円のうち1,640万円を平成25年度に通次繰越するものでございます。これは、大沢第二浄水場建設工事の施工管理業務委託料を業務完了時に一括して支払うことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第25号の報告を終わります。

◎報告第26号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第17、報告第26号平成24年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。財務部長。

○佐藤清春 議長 ただいま議題となりました報告第26号平成24年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

議案書の23ページをお開きいただきたいと思います。

この報告は、平成24年度から平成25年度に繰り越して使用する歳出予算が生じたため、議決をいただき繰越明許費を設定した事業につきまして、その計算書を調製しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものでございます。

平成24年度の繰越計算書の内容でございますが、関係機関等々の協議調整に不測の日数を要したこと、国による補助金等の予算措置の決定がおくれたこと、冬期に入り、工事等の施工が困難になったことなどが主な繰り越しの理由となっております。

それでは、各款ごとについて、まとめて説明いたしますので、24ページをお開きいただきたいと思います。

2款でございますが、総務費では雄物川保健センター再生可能エネルギー等導入事業など3事業を繰り越してございます。このうち、雄物川保健センター再生可能エネルギー等導入事業では、太陽光発電による電力と電力事業者からの受電する電力を接続する系統連携に時間を要したことによる3,297万5,000円を繰り越してございます。

続いて、3款でございますが、民生費ではあったか灯油助成事業など2事業を繰り越してございます。このうち、保育所整備等特別対策事業では、事業全体による改築事業の年度内事業完了が見込めないことから、2億3,587万円を繰り越してございます。

続いて、4款衛生費では、西部地区最終処分場管理費など2事業を繰り越してございます。このうち、廃棄物処理統合施設整備事業費では、賃貸借物件に係る売買交渉の継続の必要、そしてまた、搬入路整

備における地権者との交渉に日数を要したことによるものでございまして、5,796万円を繰り越してございます。

次に、6款農林水産業費では、強い農業づくり交付金事業など8事業を繰り越してございます。このうち、強い農業づくり交付金事業では、JA秋田ライスセンター、これは境町にあるものでございますが、改修事業への補助金などがございまして、国の平成24年度補正予算（第1号）に伴う事業などで年度内の事業完了が見込めないことから、3億1,650万円を繰り越してございます。

続いて、25ページをごらんいただきたいと思っております。

8款土木費では、スマートインターチェンジ調査検討事業など12事業を繰り越してございます。このうち、地方道路交付金事業でございまして、地権者との協議調整等に時間を要したこと、並びに国の平成24年度補正予算に伴う追加事業で年度内の事業完了が見込めないことから、4億8,180万円を繰り越してございます。

続いて、10款教育費では、横手地区中学校統合事業1事業を繰り越してございます。これは、本統合事業の敷地に係る分筆、表題登記の現地調査で筆数が非常に多く、また、豪雪のため不測の日数を要したことから、99万8,000円を繰り越してございます。

続いて、26ページをお開きください。

11款災害復旧費では、林道施設災害復旧事業など4事業を繰り越してございます。このうち、道路橋りょう災害復旧事業（凍上災）でございまして、設計協議に不測の日数を要したこと、並びに冬期に入りまして工事の施工が困難になったことにより、2億5,420万円を繰り越してございます。

一般会計では、32事業、21億1,957万7,000円が繰り越しとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 今、報告を受けたわけですが、伺っていると、印象では非常に多額が繰り越し事業となったというふうな印象を受けております。今のお話では、しょうがないんだと、どうしようもないなというふうな説明もありました。それは、具体的には国の補正予算等の関係は、伺っていてこれはしょうがないのかなと思っておりました。

問題と感じたのは、内部的な交渉事ですか、あるいは相手方との交渉事で不測の事態が生じたというふうなお話でしたけれども、当局側では、当然ですけれども、当初予算あるいは補正予算の中で、予算は年度内に事業推進をどんどんやっているわけでしょうから、このような多額の繰り越しがあるということに対して、まずどのような印象を持っているというか、どのように感じているのか伺いたいと思います。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 繰り越しにつきましては、今、議員のほうからご指摘のとおり、非常に高額とい

ますか多額の繰り越しとなっております。要因についても、議員のほうからお話しのとおり国の補正予算等々もあるわけですが、今回はやはりそれが非常に大きいのかなというふうな捉え方をしているところであります。そしてまた、非常にプロジェクト的な非常に大きな事業もまたございますので、なかなか慎重に物事を進める、用地交渉等々につきましては、やはり本格的な事業推進のためには不可欠なものでございますので、やはりどうしても時間を要して慎重に、そしてまた、適切に物事を進めていこうというふうな、そういった点が見られるのかなというふうに思っております。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） ごもったもなご答弁とも思いますけれども、やっぱり一方で、市長はよく、事業の推進にスピード感を持って取り組まなければいけないというふうなお話もされております。当然やはり行政がそういった後押しをしていかないと、全体の事業あるいは業者間、今こういった非常に不景気な時代に、業者が動くためにもやはり行政側がスピード感を持って対応しなければ、なかなか進んでいかないのではないかと思います。

そういう中で、これも私の印象ですけれども、部署によりまして非常にうまく事業が推進になっている、先ほど部長からご答弁ありましたプロジェクト的なところ、非常に重要な面があるかもしれませんが、きちっと交渉事を進めて前に進んでいる部署と、なかなか前に進みづらいといいますか、進んでいないような、要は部署によって職員間のレベルに差が出ているのではないかとこのように感じを持っております。

今、職員教育には非常に力を入れているというお話も伺っておりますし、さまざまな人事異動も行いまして、そういったことのないように事業は進めているものと思っておりますけれども、どうも、例えば今の食・農・観 de まちづくり事業ですか、こういったものはもう本当に議会側が戸惑うぐらいというか、あれよあれよという間に事業がどんどん進んでいる部署もございまして、また、何でこんなことが、しかも、例えば予算というのはご存じのように、今の予算、去年の9月ぐらいから各部署でいろいろ協議したり、さまざまなことを行って、それで積算して、事業が当初予算に上がってくるわけですし、補正予算につきましても必要なことはその都度ずっとやっていることです。そういうことが、国からお金が来なかったということは、これはしょうがないかもしれませんが、何か内部的に問題があるのではないかとこのように印象を、余りにも多額で、そんな印象を持っております。

市長はどのような印象というか、どのような印象を持っておりますか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 大変多額にわたっているということで、ご心配されたことで申しわけなく思っておりますけれども、その多くは財務部長が答弁申し上げたとおり、国の予算絡みでおくれたのが非常に多いわけですが、しかし、それ以外にも、今ご指摘されたような、印象としてというようなご発言があったわけでありまして、そういう我々の組織のほうの仕事の進め方に問題があるケースがあるのではないかとこのように、そういう印象を持っているということでございました。

これについては、具体的にどの事案を指しているか定かでないわけでありますけれども、そういうふうな印象をもたれることは好ましいことではないというふうに思います。我々としても、そういう部署間のスキルのバランスを欠いているとか、そういう、相手があることですからスキルだけではないとはいえ、やはりそういうスキルの問題もないとは言えないということもあると思いますので、我々としても、もう一段の、繰り越しを別に前提にして仕事しているわけではないわけでありますけれども、なお一層、繰り越ししないでしっかりとした年度内に予算どおりの仕事できるように、これからも努めてまいらなければいけないと思っている次第でございます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番(佐藤誠洋議員) 私も今、具体的な事業のことについては述べませんでしたけれども、まず、これもだらっとした話になってしまいますが、まず内部的に、例えば本庁部局と地域局との連携ですとか、これは前からのお話でしたけれども、これ事業を進めるという中では、やはりどうしても地域局がかかわらなければならぬことがたくさんあるにもかかわらず、なかなか地域局にその情報が伝わっていないですとか、そういった内部的な面の改善点と、もう一つは、県も今、横手市が先行していて横手市の事例を参考にしたいなどという発言もあるように、機能合体ということはことしで2年目ですか、やっているわけです。特に、産経部あたりですと、もう本当に密に連携をとっているものと思います。

そういう中で、先ほど部長からのご答弁にもありましたように、国はまだしも県との連携があれば、もう少し事業が早く進んでいたのではないかと思うような事案もございます。ですから、見ていますと、県との機能合体というふうな具体的な例とか挙げてもらえれば挙げられると思いますけれども、私もばやとした話ですけれども、全体のこれも印象ですけれども、県との機能合体って、じゃ、どんなことが機能合体で、職員間でスピード感を持ってやっているかというのが余り実感として出てこないのが実態です。

ですから、そういった内部的な連絡体制ですとか、内部的な面と、それと対外的といいますか、国はしようがないのか、国も本当しようがないということはいえないですけれども、国を動かすのはやっぱり市であり、もっというと県かもしれませんので、その県との連携を横手市はとっくにしているわけですから、そういったことがもう少し、もっともっと職員の頑張りがあれば、こういった繰越明許というものが少なくなるのではないかと私は思っておりますので、その点をお伝えしたいと、意見としていきます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

26番塩田勉議員。

○26番(塩田勉議員) 繰越明許で実は、災害復旧費なんですが、昨年度秋までの災害で結構な額になったんだろうと思います。当然、国の予算が決まらないうちで事業執行できないわけでありますが、ただ、4月になりますと横手市議会では3月議会で25年度の当初予算を決めています。その当初予算の執行が、入札かかってくるのが6月ころでないとなかなかかからない。だとすれば、繰越明許の災害復旧費とい

うのは、やはり早目に段取りをよくして進めるべきではないのかなと思いますが、そこら辺の基本的な考えを伺いたいと思います。いかがですか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 議員ご指摘のとおり、災害復旧につきましては一日も早い災害の復旧が望まれていることでございます。今回の災害復旧の中で繰り越しをしている事業につきましては、昨年7月5日から6日までに発生いたしました主に林道災害につきまして、繰越明許をさせていただいております。

これにつきましては、災害査定を受けないと事業実施ができないというような事情もございまして、去年の10月1日から3日まで災害査定がございました。それから発注の準備をいたしましても、林道のことでもございまして、冬期降雪期に入りますと仕事もできないというような形で春発注にさせていただいたというふうな事情で、今回繰越明許を設定させていただいております。

工事施工に当たりまして、冬期間の地上の条件の悪いときに無理をしながら工事をするよりは、春先早く工事をするほうが、いい施工もできると考えておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○佐藤清春 議長 26番塩田勉議員。

○26番(塩田勉議員) 基本的には、繰越明許になって国の予算も3月に決まるわけではないと思うんですね。もっと前に認定になっているかもしれません。そうすると、財務部長、実は横手市で当初予算に入札かける場合は、大体6月過ぎじゃないと動かないんですよ。春先は言ってみれば仕事がないんですよ。悪くすると、もう6月、7月にならないと入札かかってこない場合がある。私は、そういう面で繰越明許でこれだけの額があるのであれば、幾らかでも、4月は無理にしても5月になったら入札をかけて、速やかにそれを施行するというような気持ちが執行部のほうにあるのかどうか。

市長、どうでしょうか。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 災害の関係の事業につきましては、もう既に発注が終わっているものもございまして、それが結果的にこの4月、5月に具体的に着手されて工事が進捗しているというような状況もございまして、そうした意味では、災害事業でございまして、少しでも早目に復旧しなければならないというふうな使命感でもって、できるだけ早急に対応してまいり、そういう考え方を持っておるところであります。

いずれ、この後もそうしたケースがあろうと思っておりますので、事業課はもちろんでございますが、私どもの入札を担当する部署においても、迅速に対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

○佐藤清春 議長 26番塩田勉議員。

○26番(塩田勉議員) 今、財務部長から入札制度についての前向きな答弁をいただきましたが、ぜひ、

やはりどうしても雇用の場が少ないということで、年間を通しての雇用というのはなかなか難しいんですよ。そういう面では、やはり最初、こういう繰越明許であれば4月から工事ができるような、全部ではなくても、ある程度の部分はそういうような姿勢で臨んでいただきたい。

しかも、3月の当初予算で議決になった案件について、ちょっと入札かかるのが遅いんじゃないかなと。量が多くて大変だと思うんですよ。思うんですが、やはりもうちょっと早目にやってもらわないと、年間の計画とといいますか、雇用の計画なり、いろんな形でやっぱり進んでいかない。これは、県なり国の部分でなくて、やっぱり横手市地元の企業体、働いている人方のやっぱりそういう面も気配りして配慮して、ぜひ早目に発注をお願いしたい。発注の中身については、これからまだまだ議論のあるところではありますが、今日はそれだけでお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか、

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第26号の報告を終わります。

◎報告第27号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第18、報告第27号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました報告第27号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

この報告は、平成24年度横手市市営温泉施設特別会計予算の一部を平成25年度に繰り越すことについて、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法の規定に基づきご報告するものでございます。

その概要についてご説明申し上げますので、次のページ、28ページをお開きください。

1 款施設経営費、1 項施設経営費、大森健康温泉真空ヒーター取替事業で312万9,000円を平成25年度へ繰り越しております。これは、設備機器の納入に不測の日数を要するため繰り越すものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第27号の報告を終わります。

◎報告第28号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第19、報告第28号平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました報告第28号平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明いたしますので、議案書の29ページをお願い申し上げます。

本報告は、平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計予算の一部を平成25年度に繰り越すことについて、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会にご報告するものでございます。

30ページのほうをお願いいたします。

1款1項土地区画整理費において三枚橋地区単独事業で620万円を、同じく総合交付金（基幹事業）で1,190万円を平成25年度に繰り越すものでございます。これは、地区内の幹線であります第1号区画街路の築造工事に係る建物移転に不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となったことにより通次繰越するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第28号の報告を終わります。

◎報告第29号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第20、報告第29号平成24年度横手市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第29号平成24年度横手市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の31ページとなっております。

本報告は、3月議会で議決をいただきました繰越明許費について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、本議会に報告するものでございます。

概要につきましては、32ページをお開き願います。

集落排水事業におきまして、2件を平成25年度に繰り越したもので、地域自主戦略交付金による金沢地区の管路工事が1,376万8,000円、国の平成24年度補正予算による十文字今泉地区の浄化センターの汚泥引き抜きポンプの交換などの機能強化事業が8,700万円でございます。いずれも国の決定がおくれたことによる繰り越しでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第29号の報告を終わります。

◎報告第30号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第21、報告第30号平成24年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第30号平成24年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、平成24年度横手市水道事業会計予算の一部について、平成25年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法の規定に基づき、本議会に報告するものでございます。

34ページをごらんいただきます。

繰越事業は4件で、いずれも1款1項建設改良費の繰り越しでございます。

まず、大沢第二浄水場送水管布設工事におきまして、1億6,600万円を繰り越しております。これは、豪雪による除雪時間の増加や掘削作業中に想定よりもかたい岩盤が出現し、工法変更を余儀なくされるなど施工途中に発生いたしました状況変化に伴って、施工能率が低下したことにより不測の日数を要したためのものでございます。

次に、三枚橋第1号区画街路配水管布設工事につきましては、680万円を繰り越しております。これは、同時施工の街路築造工事が繰り越しとなったことによるものでございます。

次に、国道13号配水管布設替工事につきましては、1,219万3,000円を繰り越しております。これは、国土交通省発注の国道拡幅工事に関連いたしまして、配水管の移設工事を同時施工するため繰り越しとなったものでございます。

最後に、市道平林寺内線配水管布設替工事につきましては、643万1,000円を繰り越しております。こちらも、同時施工を予定しておりました市道改良工事が繰り越しとなったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第30号の報告を終わります。

◎報告第31号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第22、報告第31号平成24年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第31号平成24年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の35ページをお開き願います。

本報告は、平成24年度横手市下水道事業会計予算の一部について、平成25年度へ繰り越したため、地方公営企業法の規定に基づき本議会に報告するものでございます。

概要につきましては、36ページをお開き願います。

水の安全・安心基盤整備事業では、国の平成24年度補正予算に伴う交付金の増額によるものが2,400万円、平鹿石成地区管渠築造工事について、国土交通省道路改良事業との工程調整により繰り越したものが7,608万3,000円、県事業でございます流域下水道事業におきまして長寿命化計画策定に伴う設備更新計画との調整に不測の日数を要したことによる流域下水道建設負担金が870万円です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第31号の報告を終わります。

◎報告第32号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第23、報告第32号平成24年度横手市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について報告を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました報告第32号事故繰越し繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

議案書の37ページをお開きいただきたいと思っております。

この報告は、一般会計において避けがたい事故により平成24年度から平成25年度へ事故繰り越しして使用する歳出予算が生じたため、その計算書を調製しましたので、地方自治法の規定に基づき、議会へ報告するものでございます。

内容でございますが、38ページでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、強い農業づくり交付金事業3億6,750万円を事故繰り越ししております。これは、JAカントリーエレベーターの建設事業への補助金でございます。落雪事故による工事の中断並びに安全確認の徹底などにより、年度内に事業完了が見込めないことから繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第32号の報告を終わります。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第24、議案第68号横手市自治基本条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第68号横手市自治基本条例についてご説明申し上げます。

議案書の39ページをお開き願います。

提案理由でございますが、当市における自治の基本理念と市民の権利を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の果たすべき役割や市政運営の原則を定めることにより、幸せな地域社会の実現を目指し、市民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、条例を制定したいので、地方自治法96条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

内容についてご説明申し上げますので、次のページ、議案書の40ページをお開き願います。

まず、この条例の構成についてでございますが、条例全体で11章21条51項からとなっております。

第1章では、目的と用語の定義、第2章では、まちづくりの主体は市民であることなどの基本理念や、市の自治は市民、議会及び市長等が情報を共有しながら、市民の参画によりまして協働でまちづくりを進めることを原則とすることを定めてございます。また、第3章から第5章までは、そのための市民の権利と役割、議会及び市長や職員の役割と責務を定めております。第6章では、今後の市政運営の原則を規定し、その上で第7章から第9章では市民参画の推進や住民自治の進め方、さらには他の地域の人々や自治体との連携の必要性等を規定してございます。また、第10章では条例の位置づけと見直しについて規定をしております。法律上においても、この条例自体が他の条例に優越するものでもありませんし、自治の基本として今後この理念を尊重することとしております。第11章では委任について規定し、この条例の施行に関して必要な事項については、別に定めることとしております。

附則では、平成25年10月1日から施行することを定めてございます。

次に、この条例のポイントになる点について、幾つかご説明させていただきたいと思っております。

まず、この条例の目的としてでございますが、人口減少、少子高齢化や地方分権が進む中において、市民の皆さんや地域、行政が一体となりまして共助や公助の精神でさまざまな課題を乗り越えながら、いつまでも住み続けることのできる幸せな地域社会を築くために、お互いの共通ルールとしてこの条例を制定しようとするものでございます。

そのため、市民の皆さん、議会、行政がこの条例の基本理念や基本原則を共用し、同じ土俵の上で同

じ感覚をもって市政を進めていくことが必要であると考えております。また、この条例の見直し等が必要な場合には、さきにごじます議会基本条例とあわせての協議を議会の皆様をお願いしたいと考えているところでございます。

次に、各条文にある「市民」についてでございますが、地方自治法の「市内に住所を有する人で法人に含む」と定義している住民とみなすこととし、市の条例において市民の定義を定めていない横手市議会基本条例や、雪となかよく暮らす条例などと位置づけを同じくしております。ただ、今後予定される各種計画等の策定に当たりましては、県南の中核都市として活気のあるまちづくりを行うためには、地域にかかわる全ての人々の参画と協働も必要と考えるところでございます。その場合には、市内に勤務する人、通学する人等、それぞれの人、団体等からの意見や提案も参考にしながら市政の運営に当たることも必要であるとも考えてございます。

次に、市民の参画に関する部分についてでございますが、第5条1項では、市民は市政に参加する権利があることをまず規定させていただき、第2項では、みずからの発言と行動に責任を持って活動することを定めております。また、参画の制度については、第13条においてアンケート調査、説明会の開催やパブリックコメントの実施について、第14条では審議会等への参画について規定しております。個別重要案件ごとにパブリックコメントに関する必要な事項の決定や、審議会等の委員に関しましても、性別、年齢、居住地などに配慮した委員構成に努めることなどとしており、特定の考えや団体のほうに偏ることなく多様な意見を伺いながら進めることとしてございます。

次に、第11条の総合計画についてでございますが、総合計画につきましても、市の最上位計画と位置づけ、基本構想と基本計画を策定し、これをもとに市政運営をすることを定めております。これは、地方自治法の改正により総合計画策定の義務づけはなくなりましたところでございますが、総合的な市政運営の指針として必要不可欠なものであり、この条例において策定の義務づけをし、さらに基本構想については議会の議決を経るものとしてございます。

また、17条の住民投票についてでございますが、実施に当たりましてはそれぞれが条例事項となることとございますので、議会の議決を経る手続となることを条例解説の部分でそれを明記し、運用してまいりたいと考えてございます。

最後に、第21条では委任の規定を、また、附則では、この条例は平成25年10月1日から施行することとしております。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 微妙にわかる点と微妙にわからない点があります。この自治基本条例ができ

ることによって、今までとどこがどのように違いますか。教えてください。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 大きく変わるものはないというふうに存じます。ただ、私どもは行政の二元代表制というところで考えますと、議会の基本条例が先にあるわけですので、それぞれにつきまして、私のほうも自治基本条例という形の中で二元的な面からも必要でないかというふうには考えてございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 今言ったように、微妙にわかる、微妙にわからない。今までより、例えばここがよくなるとか、これは全然変わらないとか、そういう特徴的な、あるいはこういうことをやるとかということはないんですか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 先ほども申しあげましたように、この制定において何かが劇的に変わるということはないというふうに思っております。ただ、まちづくりとか、それから市民の皆さんに市政というもの、あるいは今申しあげましたように自助、共助も含めてですけれども、参画するまちづくりを進める上においては、1つの方向性として考え方の基本があるべきというふうには考えてございます。そういう面での自治基本条例でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第25、議案第69号横手市新型インフルエンザ等対策本部条例を議題といたします。説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第69号横手市新型インフルエンザ等対策本部

条例についてご説明申し上げます。

議案書の51ページからになります。

本案は、昨年、新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立し、本年4月に施行されました。これに伴い、横手市におきまして同法律の規定に基づき条例を制定する必要性が生じたので、本議会の議決を求めるものでございます。

52ページをお開き願います。

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府が緊急事態宣言を出した場合に、横手市におきまして対策本部を設置することを規定するものでございます。

第1条では本条例の趣旨、第2条では対策本部の組織、第3条では本部の会議について、第4条では本部に部を置くことができる旨、第5条では本部に関し必要な事項は本部長が定めるとしております。

現在、内閣府におきまして新型インフルエンザ等対策のガイドラインの策定を進めております。これを受けまして、県が行動計画を策定し、このガイドライン、行動計画に沿って横手市におきましても行動計画を策定する予定でございます。

なお、本条例の附則におきまして、施行日を公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第26、議案第70号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第70号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の54ページをお願いいたします。

提案理由であります。老朽化した市営住宅の一部を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

今回、改正しよういたします横手市営住宅設置条例であります。本市の市営住宅及びその共同施設の設置について定めた条例でございます。今回、その中で建築後40年以上を経過し老朽化の著しい鶴

巻住宅全戸と山道住宅の一部について、用途廃止しようとするものでございます。

初めに、別表第1項第1号の表中、昭和45年度に建設された鶴巻住宅10棟について用途廃止し、郷土館住宅18棟のみとするものでございます。

次に、同項第6号の表中、山道住宅の上段の項から15号棟を削除し、3棟を2棟に改めるものです。同じように、中段の項からは4、7、8、9、11、12、14号棟を削除し12棟を5棟に、下段の項では16、18、22、26、27、30号棟を削除し15棟を9棟に改めてございます。

附則では、施行日を公布の日からと定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

22番寿松木孝議員。

○22番(寿松木孝議員) 私自身も大変勉強不足で申しわけないんですが、この住宅、今、廃止になるところなんですが、入居者は全くいなかったのか、いたのか。そして、もしおられたとすれば、どういう形で移られたのか、そこら辺の経緯を少し教えていただけますか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 入居の状況でございますが、基本的にこの2つの住宅でありますけれども、昨年度、市営住宅の長寿命化計画を策定いたしてございまして、今後維持すべき住宅と、それと廃止すべき住宅ということで仕分けをさせていただいてございます。その中の廃止すべき住宅ということで、鶴巻住宅については昨年度3名の方々が入居なさってございましたが、今年度の廃止に向けて、近くでございます七日市住宅のほうに転居をお願いいたしまして、そちらのほうに移っていただいて、その上でことし、今年度廃止を行おうとするものでございます。

また、山道住宅については、今回廃止いたします14棟につきましては入居者がいない状況でございました。将来に向けて入居については申し込みを受けずに、控えてきたところでございます。そういう状況でございます。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番(寿松木孝議員) 何といいますか、次のところが見つかって移られたという方々だということで、まず一安心したところですが、実は市営住宅、合併してから集まってしまったことで相当の数だということで、少なくしようという方向でずっと動いてきたというふうに認識しております。そういう中で、じゃ一体、入居募集を出した段階での、どの程度希望者がいるのか。要するに、需要と供給のバランスといいますか、そこら辺はどのようになっているのか、まずちょっとお聞きしてみたいなというふうに思うんですが。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 市営住宅でありますけれども、やはり昭和40年代に建築された住宅でありますとか、また、つい最近建築された住宅もございます。そういった中で、申し込みを受け付けして、やはり

申込者が殺到するのは、新しい住宅に皆さんが申し込みされている現状がございます。2倍、3倍というような状況になりますけれども、古い住宅については残念ながら募集してもなかなか入居を希望される方が手を挙げていただけないという状況でございますので、昨年度、長寿命化計画の中でもその辺の実情を踏まえまして、やはり申込者がいない住宅については建物も古くなってございますので、廃止の方向に向かっていきたいと思いますということで道筋をつくらせていただいたところでございます。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） 大体の方針とか方向性は理解しているつもりです。その中でやっぱり心配されるのは、確かに現状を見てみましても、人口は減少しているのに非常に世帯数だけが増えている。今の世帯分離がどんどん進んでいるという横手市の現状があるというふうに思います。その中でやはり、これがいいか悪いかは個々の判断に委ねるところも出てくるんですが、低所得者という言い方がどうかちょっと微妙なところなんです、ある程度厳しい方々が市営住宅を利用してきたというのも実態だったというふうに自分も理解しています。

その中で、やはりある程度古いものも含めていっぱい抱えているので、市としては削減もしていかなければいけないだろうし、その方向に向かっているのは十分理解するんですが、そのことが、住宅に入りたいと思っているその方々との需用と供給とといいますか、そのバランスというのは非常に難しいというふうに認識しています。これ、誰がやってもなかなかすぐ答えが出るものではないというふうに思いますけれども、やはりある程度のセーフティーネット的な部分で、ある程度のところは抱えなければいけない。全て切るといふわけにはいかないんだろうなというふうに思っていますので、そこら辺のまづバランスとといいますか、その当たりをやっぱりこれからもう少し実情に合った形でどんどん変えていく必要も出てくるのではないかなというふうに思っていますが、その当たりをどのように捉えていらっしゃるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 公営住宅、市営住宅につきましては、議員おっしゃいますようにセーフティーネットとしての役割が当然これはございます。そういった方々について、いつでも受け入れられるような施設を残していかなければいけないということでは考えてございます。

現在、確かに申し込みが殺到していますのは、若い方々が新しい住宅にやはり入りたいという希望の方々がたくさんいらっしゃいまして、1回2回ではなくて、やはり数回申し込みをされて、ようやく抽選に当たるといふような状況でありますけれども、何回かまず申し込みをしていただければ何とか入っていただいているという状況もあると聞いてございますので、まず現在の長寿命化計画、5年間、昨年度からということでスタートしておりますけれども、その中で今後の住宅のあり方を再度見つめ直しながら対応してまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 山道団地について少し、地元ですのでお伺いします。この住宅については、入居申し込みをしないで自然減を待って、今、条例改正ですけれども30戸が16戸になるという形でやってきました。老朽化も進んでおります。そういう部分の中で、今、長寿命化計画による廃止、それから手をかけていくという計画を決めたようですけれども、この山道団地については16戸が残るわけですけれども、この16戸については住んでいる以上、住まわせて補修も含めてやっていくのか。その後のスケジュールですね、それがまず1点。

それから、今廃止される14戸、これを解体なさるのかどうか。また、鶴巻住宅みたいに16戸、これのすぐ近くに上掬団地あります。上掬団地に移住をさせて、あそこの跡地全部を何とか利用するという計画があるのかどうか。

もう1点、最後に、あそこを歩くと、「これだけ古くなったもの。俺に譲ってもらえないだろうか」という声も実際にあるんですね。全戸というわけではありませんけれども、数戸からお話を伺っておる。そういう中で、市の考え方として、それが可能なのかどうか。

以上、お伺いします。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 初めに、山道住宅の今後の取り組みでございますけれども、近くには上掬団地、また、旭団地がございます。私どもとしましては、現在入居されている方々については、そちらのほうに入れ替えといたしますか、転居していただけないかというようなお話は随分と交渉はさせていただいております。その中で、合意できた方についてはまず移り住んでいただくということもできますけれども、やはり今の住宅でないとしてもやっていけないという方もいらっしゃると思いますので、その辺は今後引き続き交渉しながら、推移を見守りながら対応を考えてまいりたいと思います。

それと、解体につきましては、今年度予算で置かせていただいておりますけれども、予算の範囲内でできる件数をまず解体をしたいと思っております。残った場合については、新年度、来年度になりますけれども、その中で対応してまいりたいと思っております。

それと、譲渡についてでございますけれども、それぞれの住宅の形態が違います。譲渡が可能な住宅もありますし、また、どうしても山道住宅ですと敷地面積が大変広い住宅になってございますので、その辺、道路等の関係等もござりますので、難しいのではないかなというふうには思われますけれども、内部で検討させていただきたいと思っております。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 一言申し上げたい。隣の住宅が、同じような形態なのにどんどん、あそこの入居申し込みを取らないという形の中で、ある意味あそこを廃止に追い込んできている部分なんですね。今、進行形です。だから、あそこがだんだん旭団地としての集落機能というか、地域コミュニティが希薄になってきているんですね、高齢化とともに。含めて、その家というのは非常に私は大事だと思うんで、閉塞感を非常に持って非常に心配するわけです、実際にしているんです。若ければ新しいとこ

ろとか何かに行つて、今、部長おっしゃつたとおりに高齢者だけだ、あそこを歩くと。そういう手当ても含めて、しっかりとした方向性を早目に出していただきたい。私は正直、もっと早くやれば買いたいという人が非常に多かつたなと思つています。それが、「子どもたちも来ないし、おらここで死ぬなだべしや」という声が、今そっちのほうが大きくなつている。個別に、あつちや移つてくれというだけの話でなくて、やっぱり生活面、それから跡継ぎの面も含めてのフォローというか、やっぱりこちら方面の部の力も借りて、ある程度やつてもらわないと、やっぱりだめな事案だと私は思つていますので、そこを要望しておきます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第27、議案第71号横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第71号横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の57ページになります。

本案は、横手市公共下水道事業計画の変更協議が、秋田県との間で本年3月に調つたことにより条例の改正が必要となつたため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

条例案の内容についてご説明いたしますので、58ページをお開き願います。

条例の改正点はただ1点で、新たな公共下水道事業計画に基づき、計画処理面積を2,694ヘクタール、計画処理人口4万8,400人、1日最大処理能力1,040立方メートルに改めようとするものでございます。

なお、附則では施行日を公布の日からとし、適用を平成25年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第28、議案第72号クリーンプラザよこて整備及び運営事業に係る特定事業契約の締結についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第72号クリーンプラザよこて整備及び運営事業に係る特定事業契約の締結についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、初めに62ページの下段をごらんください。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法第9条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

戻りまして、59ページをごらんください。

この特定事業契約は、4つの契約を一体としたものでありますが、まず初めに基本契約の内容であります。

契約の目的ですが、本事業における建設工事、運営・維持管理業務、資源化業務の各契約を不可分一体のものとし、市及び落札者が相互に協力して本事業を円滑に実施するため、基本的事項を定めたものであります。

契約の方法は、総合評価一般競争入札。

契約の期間は、本契約の締結の日から平成48年3月31日まで。

契約の相手方ですが、代表企業、設計企業、建設企業、運営企業の東京都大田区羽田旭町11番1号、荏原環境プラント株式会社営業本部理事渡邊和啓氏。建設企業の横手市大町5番19号、伊藤建設工業株式会社代表取締役伊藤昭文氏。同じく建設企業の横手市前郷二番町7番13号、横手建設株式会社代表取締役、武茂広行氏。資源化企業の宮城県仙台市青葉区二日町1番23号、太平洋セメント株式会社東北支店東北支店長鈴木俊明氏。特別目的会社の横手市赤坂字仁坂6番地1、株式会社よこてEサービス代表取締役石川清貴氏であります。

次に、建設工事請負契約についてです。

契約の目的、工事場所、契約の方法については60ページに記載のとおりであります。契約金額は82億6,665万円。契約の期間は本契約の締結の日から平成28年3月31日まで。契約の相手方は記載のとおりであります。

3つ目に、運営・維持管理業務委託契約についてです。

契約の目的、履行場所、契約の方法については61ページに記載のとおりであります。契約金額は70億7,019万4,635円。ただし、物価変動等に伴い増減が生じた場合は、変更前の経費と変更後の経費との差額を加えた額とするものです。契約の期間は本契約の締結の日から平成48年3月31日まで。契約の相手方は、記載のとおりであります。

4つ目に、資源化業務委託契約についてです。

契約の目的、履行場所、契約の方法については62ページに記載のとおりであります。契約金額は9億3,693万6,000円。ただし、物価変動等に伴い増減が生じた場合は、変更前の経費と変更後の経費との差額を加えた額とするものです。契約の期間は本契約の締結の日から平成48年3月31日まで。契約の相手方は記載のとおりであります。

なお、建設工事、運営・維持管理、灰資源化の3つの契約の総額は162億7,378万635円で、落札率は90.5%であります。

また、DBO方式を採用したことによります財政的なメリットに関する部分ですが、運営・維持管理と灰資源化にかかわる経費は合わせて20年間で約80億円でありまして、年平均で約4億円であります。現在の3センターとの比較でありますけれども、平成10年から24年までの15年間の運営実績は年平均で約6億円でありまして、新しいクリーンプラザはこれまでの経費の3分の2の経費で運営してまいります。

本施設の概要ですけれども、熱回収施設は処理方式がストーカ式焼却炉プラス灰資源化で、施設の規模は1日当たり95トン。リサイクルセンターの施設規模は1日当たり30トンであります。

施設の主な特徴でありますけれども、環境保全対策として排ガス等、国の規制値にさらに上乘せした基準を設定するほか、焼却灰はセメント化するなど環境負荷の低減に努めております。

また、施設利用に関しましては、受け付けの際から色分けした路面で誘導し、ごみピットやリサイクルセンター等へ市民の皆さんにわかりやすいよう案内する方式をとる計画であります。そのほか、エネルギーの有効利用のため、ごみ焼却熱で発電することにしており、施設内部での利用のほか、電気を売り相当の収入を得て運営費を削減する計画であります。

また、災害時には最大142人が3日間居住できる災害拠点对応としております。なお、施設の建設に当たりましては、通勤・通学など交通安全対策に努めるほか、特に地元の栄地区の皆さんとは工事に関する安全協定を結びながら、安心していただける環境整備に努めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) この窯つくることによって、あれですか、災害復興予算が国から交付になっているのかどうなのか。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 この建設事業に当たって、今の災害復興の国の補助金については直接的には関係はありません。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) それでは、新聞で見たりテレビで見たり、ちょっと不思議に思う現象があるわけで、そのことについてお伺いしたいと思います。災害の被災地の瓦れきを全く受け入れたこともなければ、受け入れない施設にも、秋田県内にも既に皆さんご案内のように120何億の金が窯つくるために出ていると。横手市には出ていない。だけれど、災害復興のための瓦れきの処理はしたと、こういう事実があるわけです。テレビ等の報道によると、各自治体に、その災害瓦れきを受け入れることを検討していただけないかという案内が各自治体にされたというふうにありますけれども、横手市にはそういう連絡、書類等が来ておるのでしょうか。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 クリーンプラザの建設事業とちょっと違いまして、今の災害瓦れきの処理についてのご質問かと思えますけれども、報道にありますような対象に直接、市はなっておりませんが、従前より災害復興の支援のための瓦れき処理については、全国一定の通知を市としてはいただいております。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) そこで、その書類に横手市も検討しますというような文書が国に対してなされておるのかどうなのか。そこはいかがですか。わかる人でいいですよ、部長全てわかっているとは思わないので、課長でもいいし担当者でもいいんですよ。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 協力要請というのは、県を通じて瓦れき処理についてはあるわけですが、国から協力要請の通知というのはあります。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) そこがちょっと食い違うんですね。全自治体に受け入れの要請をしたと。今回、瓦れきを受け入れなくとも、その文書に検討しますと言って回答を出したところについては、瓦れきを受け入れなくとも窯に対する補助金が、秋田県では潟上市あるいは鹿角広域組合に出ているわけですよ。したがって、横手市にも当然そういう文書が来たと思うし、新聞やテレビの報道はそうなんですよ。だから、その要請に対して、きちんと横手市は検討しますという回答をしたのかしないのか、そこをお願いします。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 国の補助金に関する支出に関しましては国の事情ですので、私どもでは承知しておりませんが、市長の所信でも申し上げましたとおり、半年間、野田村の瓦れき処理をいたしました。それについては県から補助金をいただいております。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) そういうことを聞いているのではなくて、国が全自治体に対して、全国の何千何百の自治体に対して瓦れきの処理の検討をしていただけないかという文書が、まず一等最初に入ったと。それに、検討しますと書いてやったところが、瓦れきを引き受けなくとも窯が対象になって復興予算がついているわけですよ。部長もそのことは、その予算がついていることはわかっていると思うんです、秋田県で2カ所。だから、最初のその文書が来たときに、どういう回答をされたのですかと私は聞いているんです。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 協力要請に対する文書ですけれども、市としては瓦れき処理の支援をしたいという回答を県を通じて回答しております。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) 検討しますということを回答していると、県を通じてそういうふうに話をされました。検討しますと回答を出したところは、窯をつくらうがつくるまいが、あるいは瓦れきを引き受けようが引き受けまいが、災害復興予算の対象になっているんです。不思議なのは、横手市はきちっと災害の復旧のための引き受けを横手市もやったし、野田村からも村長さんから感謝をしていただいたということはよくわかるんです。しかし、最初の文書が検討しますと言って出したところには、その後、窯をつくるのには復興予算をつけたと。じゃ、横手の窯にどうしてつかないのかな、当然これ疑問に思っただけだと思っただけです。聞いているのはそここのところなんです。

横手市が県に対してきちんと検討しますと文書で出したとすれば、なぜ復興予算の対象にならなかったのかどうなのか。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 野田村の瓦れきにつきましては、東部環境保全センターで処理しておりますけれども、今回の国の補助になるような対象と、東部環境保全センターの改修施設はありませんので、いわゆる今回の補助対象には横手市は当たらない、そういう状況になっていたということでもあります。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) いや、だから、さっきから言っているように、瓦れきに対して何ら協力をしない潟上市や、あるいは鹿角広域市町村圏ですか、組合では該当になって、ちゃんと復興予算をもらっているわけですよ。横手市がちゃんとそれを計画どおりにやりますと言っているにもかかわらず、なぜその復興予算の該当にならなかったのか、そこがみんな不思議なんです。そこをわかるように説明してください。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 瓦れき処理にかかわる実費については、瓦れき処理にかかわる、東部環境保全センターで瓦れき処理を受け入れて燃焼するという実費については、補助金をいただきました。それ

で、今の施設整備に関しましては、東部の環境保全センターは、今、議員がおっしゃるような補助対象施設に当たらないということですので、県内の2つの施設があったような事案には、横手の場合は当たらないという連絡を受けております。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） そこを、ただそれだけではわからないわけよ、私たち。瓦れき処理に対して協力もしている、検討もしますという文書も出してあるのに、横手の窯は該当にならない。しかも、全く瓦れきを引き受けない自治体が、大阪もそうですよ、堺市も。何百億という金がきちんと出ているわけですよ。だから、なぜ横手の今のクリーンプラザが復興予算の該当にならなかったのか、ただそれだけではちょっと私わからない。今、恐らく話を聞いていても、一般市民の方々もちょっとわからないと思う。わかるように説明していただけますか。なぜ該当にならなかったのか。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 今現在の手持ち資料では、単純に県内の2団体にあったような補助対象に当たらない施設ではないということしかわかりませんので、後で改めて、その詳しい補助金要綱を確認してご連絡させていただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 いいですか、25番、よろしいんですか。

【発言する者あり】

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 部長、契約についての詳細はわかりました。今回の議案の1つには、これから土木工事が始まるし、そのために何とか速やかに承認、可決してくださいというのが内々に聞いている話であります。そのことについての説明はなかった。いわゆる、雨が降ると、雨季になると工事がやりにくいと、そういうことについての説明は全然なかったんですが、説明してください。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 大変失礼いたしました。

今回のクリーンプラザの建設事業に当たりましては、当初から28年4月から運営していきたいということで、これまでもいろんなご説明を申し上げてきてまいりました。いろいろな条件がありまして、なかなか契約にまで至っておりませんでした。建設事業につきましては早急に着工する必要があるまして、特に大型の建設工事ですので、造成工事等は年内に終了しないと、次の建設工事に着工できないという事情ですので、議員の皆さんには特段のご配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 大体、9.1ヘクタールの敷地なんですけれども、あの場所はたしか小高い森になったり、あるいは崖になったり、そこでこれから整地作業というか敷地の整地作業をするわけなんですけれども、その土というのは、土量というのは、恐らく場内で全部処理されるものだと思います。

と同時に、例えば足りなかったらほかから持ってこなければできないし、余ったらほかにも場外に持っていかなければできない。そういうことなのか、あるいは土量はどの程度、何万立米切って盛るのか、そういう詳細は全然わかっていない。

それともう一つ、私は不思議に思うのは、我々にはできるだけ早く承認、採決してください、こういうことなんです、ただ、それでも7月下旬にならないと着工できない。いわゆる、いろんな書類とか許認可とか規制とかあるからそういうことだと思いますけれども、仮に今日、議会で可決になったとしても、私は今月の末ころからには工事にかかれるものだと思っていました。それが7月下旬までかかるということは、むしろそっちのほうを早くしてもらったほうがいいんじゃないかと、そうさえ思います。何でこんなにかかるんですか。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 造成工事に関する概要の件でありますけれども、まず土の部分につきましては、議員も十分ご承知のことだと思いますけれども、南側の部分が高台、ヘリポートになって、北側が低いということで、主に南側の土を場内で動かして造成するという計画になっております。事前に地質等の調査もしておりますけれども、今いただいております事業者のプランというのは、いわゆる基本設計に当たる部分ですので、造成工事に関しましても詳細な実施設計をしてからでないとならざることを、一刻も早く議決をお願いできればという事情ですので、どうかよろしくお聞きしたいと思っております。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) これ、今すぐ採決するわけでしょう。そういうことなので、もし私ができるような納得できるような答弁ができないとすれば、議事を暫時休憩してでもいいですので、何かその意味がわからない。書類の進め方と、できない理由が全く部長からは伝わってこないんで、私はここで部長いじめたりするつもりは毛頭ないんですけども、誰もが思う不思議なことなので、お聞きしているんで、聞いている皆さんが納得できるような答弁をお願いしたい。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 1時57分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤清春 議長 いいですか、答弁できますか。

市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 なかなかわかりやすい説明ができなくて申しわけありません。

まず、補助金に関してですけれども、県内で交付対象になっている2団体の例ですけれども、そちら

の補助金につきましては瓦れき処理をして、そして施設を延命するという施設が補助金の対象になっております。そういう計画を持っている団体が補助金の対象になっております。横手市の場合は、東部環境保全センターで瓦れき処理をしておりますけれども、横手市としては東部環境保全センターを改修してまで瓦れき処理をするというような延命計画を持っておらず、クリーンプラザがこれから新しい施設ということで計画しておりますので、東部環境保全センターは県内にある団体のような補助金対象にはなっていないということでありますので、よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） 困った。

まず1つ、部長が、例えば厚生省に対して、あるいは復興庁に対して該当になりませんかと問い合わせたことがあるのかないのか。じゃ、そういうふうに聞きます。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 私も含めてですけれども、直接環境省には問い合わせはしておりませんが、県等を通じて、その補助金の仕組みについては今ご説明したとおり、補助金対象にならないという事は確認しております。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） 合併したときから常に言われてあったと思うけれども、10万を超えた自治体に対しては、秋田県を通さないで直接国と交渉してくださいよと言われているはずなんです。それがなぜできなかったのか。例えば、私は議会終わった後の一杯の飲み会で、上下水道部長が「いやいや、わからないことあったから、先だって厚労省に行ってきた」と。いや、名前出したっていいでしょう。現実にもそういうことがあったんだから。わからないことを聞いて、お願いするものをお願いして、ちゃんとやってきたでと、こういう話だから、よかったよかったと。そういうことがなぜできなかったのか。聞くことは簡単にできる。3万円の汽车租赁もらえば、行っても来るにいいのだ。

実は、何でこんなことを話しするかというと、これ復興予算の対象になれば、まるまる横手市の負担がなくてできるんです。新聞は少なくともそう書いています。ゼロ負担だと。すると、80何億ですか、今、今日契約するやつ。それはそれでいいんだけど、そういう手続の過程の中で、やっぱり国との交渉なり何なりすべきだったと思うんだけど、それをなさらなかったというのは、全て県を当てにしてこういうようなことが起きるといふふうにも思えますけれども、いかがですか。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 財源的な意味も含めて、いろいろなチャンスがあると思えば、いろんなケースの際には国、庁に直接問い合わせたり働きかけたりすることもありますし、そういうアクションについては議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、このクリーンプラザに関しては数年前から統合施設ということで計画しておりますし、今回、補助金対象になっております、その瓦れき処理をする施設の改修等の延命措置ですけれども、当然、東

部環境保全センターは28年から統合してクリーンプラザに移るという計画が既にありますので、今回そのような国からの連絡があったとしても、今、東部環境保全センターを改修してまで瓦れき処理する必要は特別にはないのではないかと判断していたところであります。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） そういうふうに答えて来るとわかんないですよ。改修しているでしょう。あの途中に、ほかの自治体よりもおくれて引き受けしたわけでしょう。その間に、煙突やら何やらの改修をしていますよね。まして、瓦れきを全く受け入れないところが窯の補助対象になっていて、瓦れきを引き受けた横手市が対象にならないというの、これ不思議だと思いませんか。だから部長の答弁を、幾ら今みたいな答弁しても、そのとおりでって、そっちにはそのとおりでって、皆わからないんだ。だから、そのわけをちゃんと教えてください。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 東部環境保全センターは長い間使った施設ですので、当然、毎年維持管理のために、特に老朽化したせいで通常の維持管理としての補修経費はかかりますけれども、補助金の対象になるような大規模な修繕計画というのは、クリーンプラザをつくって統合していくという中では、そういう大規模な修繕計画はありませんでしたので、国の補助金にはなっていないということですので、よろしくをお願いします。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） 3.11であの煙突がひび入ったんじゃないですか。それで改修しなければいけなかったんでしょ。だからおくれたわけです、引受の状態がほかの町村よりも。そうしてでも協力した自治体の窯には災害復旧資金が使われない。ここら辺、誰聞いていても納得できないんですよ。理屈がわからない。もう少しわかるように。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 今お話しになっている、その国の補助金に対しましては、特にそのクリーンプラザのような新施設の補助金の対象にもなっておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） だから、簡単な話は、窯をつくる計画がありますよと。簡単に言えばね。それで、窯つくるとはつくる、新しい計画があるんだけど、とりあえず既存の施設で計画を立てますよと、そういうことなんでしょう。そうしたところには全て窯が復旧資金の補助対象になっている。ここら辺は、最初から補助対象にならないと決めてかかったんじゃないの。何かそういうふうにはか聞こえないのよ。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 多分、議員とその入り口のところでちょっと違っていると思いますけれども、先ほどから申し上げているように、例えば今の施設として瓦れき処理を受けますと。受けることによっ

て炉が傷むわけですから、その改修とか、要するに延命、もっと使えるようにするという部分についての補助金だというふうに理解しております。ですから、私どもの場合は、東部の窯を入れ替えるのであれば該当になったと私は思います。ただ、そうじゃなくて、私たちは計画の中でクリーンプラザよこてという別の新しい窯をつくるわけですから、それについては補助の対象にならないという説明を受けていると、そういうところがございます。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) 瓦れきを引き受けることによって窯が傷むでしょうと、したがって、そういう窯に対しては補助対象にしますよ。荷物を引き受けないところが、どういうことで、じゃ補助対象になっているわけ。入り口で、新聞やテレビによると、入り口で全自治体に対して大変な瓦れきが出たので、何とか引き受けを検討してもらえないか。堺市にしても検討しますと。ただ検討しますという答弁だけです。それで、荷物を引き受けなくともちゃんと対象になっている。おかしいでしょう。だから、今の話は答弁としてはなっていないのよ。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 例えばですけれども、ほかの瓦れきを受け入れた施設ありますよね。例えば、今おっしゃった潟上とか何とか、もらっていないところ以外でも受けたところありますけれども、それについての補助金の話というのは、私は聞いたことがありません。

ただ、先ほど申しあげましたように、その窯の改修についての計画がある、そういうものについて受け入れるということで手を挙げた団体には、検討も含めてついたというふうに考えておりますので、あくまでも私たちの場合については、今おっしゃられるような補助の対象にはならないということで説明を受けていますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

【発言する者あり】

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

23番播磨博一議員。

○23番(播磨博一議員) 大変大きな事業ですけれども、いわゆる地元経済に対する波及効果について、ちょっとお聞きしたいと思います。

建設に当たっての地元発注額34億円、それから運営維持機関で8.5億円、建設に当たっては約4割強、それから維持管理に当たっても1割2分ですか、まず地元発注という形で数字出ていますけれども、これは選定された事業者の提案だと思いますけれども、まずこれをどのように評価されているのかどうかお伺いします。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 地元経済への波及効果の部分ですけれども、今回の事業プランを進めるに当たりまして、判断の際には重要な項目ということで、事業を入札公告をする時点から地元経済への波及効果についてのポイントを高く評価するというのは明示しております。

今回、契約の相手方のグループにつきましては、地元の企業の皆さんに事業提案をする際に、事前にどのような協力連携ができるかというようなことで、協力の意思を確認しているようであります。実際に市に提出されました事業計画の案につきましては、消耗品ですとか資材ですとか、具体的な部分について個別企業の名前を列記しまして、こういう市内の事業者とはより具体的に連携するんだという資料を提出しながら、議員がおっしゃられたような金額を積み上げて、市のほうに出しております。

市としましては、審査の際には2社の比較になったわけでありませうけれども、市内に対する経済効果の波及が高いということで評価して、落札に対する重要なポイントの一つというふうになっているというふうに理解しております。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 2番の佐藤誠洋議員、よく、いわゆる事業をやる場合の地元の発注を優先的に、あるいはその率を高くというふうな議論を展開してまいりました。今回、このクリーンプラザに当たっては、じゃ、この、何と申しますか、評価として高いのか低いのか。今回は2社の提案の中からいいほうを選んだという形だと思いますけれども、率直に言って、この提案内容が市の、何と申しますか、感想として、いや、これは非常に評価できるのか、言わずにいかどうか分かりませんが、こんなもんかなという、その辺のその判断というのはどういった形で出されたのかどうか、お伺いします。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 今申し上げましたとおり、地域経済への貢献については具体的な評価ポイントとして掲げておりますし、既に公表しておりますけれども、審査公表いわゆる採点のトータルの審査項目の一覧表を上げて、皆様に審査結果をお知らせしているところであります。

もう一つのグループとはほぼ同じような評価だったと思いますけれども、特に市として一番注意したいと思いますのは、先ほど申しましたように相手方のグループからはより具体的な企業名を挙げて連携するという提案がなされておりますので、市としては建設の際、それから運営の際に、それがきちんと履行されるかというそのモニタリングというか、そういうところをきちんと確認しながら、この提案が確実に履行されるというところに対して、市としては一生懸命頑張っていきたいというふうに思っております。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 今、部長がおっしゃったモニタリング、非常に大切なことだと思っております。今回のこの件を参考といいますか、前例として、例えばまた今後いろいろ建設ばかりでなくて、いろいろ事業の内容によってはその状況が違ってくるかと思っておりますけれども、やはり地元に対する経済効果、それから人材の活用も含めてですけれども、そういった部分が、今回の例がいい例になるような形で今後続くように、ぜひいろいろ今後入札あるわけですけれども、特にその部分を総合的に判断する場合は、やっぱりウエートがそれなりのものを秘めているんだよということを、いい参考になるような形で、モニタリングを含めてやってもらえるようお願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑はありませんか。

25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) 要望だけを出して終わりにします。

こういう大きな事業をやるときに、事業の途中でもいいし、今、横手はここまで来ているんだけど、瓦れきも引き受けたんだけど、補助対象にならないだろうかと国に問いかけるぐらいのことがあって私はいいだろうというふうに思います。これを称して、地方に任せても、地方分権だって言ってもおまえたちはやれるのかと国がそういうふうに言っているような感じ、まさにその最たるものが今の私の質問にまともに答えて、納得ができるような答弁ができなかったような、そんな感じだろうと。これからの大きなプロジェクトについては、市長もやっぱりそういうようなことで、部長は一生懸命やったと思いますけれども、やっぱりそういう感覚で、丸ごと補助金をもらえるものはもらうというような努力もぜひしていただきたいことをお願いして終わります。

○佐藤清春 議長 答弁は要りませんね。

【「要りません」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

18番齋藤光司議員。

○18番(齋藤光司議員) つくる部分については、つくる部分については方式も含めて非常に明確でわかりやすい。今までのやり方の中で、要するに入札をさせて、方式も含めて一番いい方式を選んで、高い安いという形の中で安いところにした。ただ今回、簡単に言えば公設民営という形、新しい手法を取り入れる、ここについては非常に丁寧な説明がやっぱり必要だと思うんです。簡単に、今これ出たときに、何で数字が今まで細かく何億って出ていた数字が、一括で20年間もの長期の契約で70億という数字が、数字が大きいんですね。ところが、やっぱり市民感覚にするとびっくりしてしまう。

だから、そこについてはびっくりさせないような丁寧な説明。数字の中で、単年度ベースで2億510万円の削減効果がある、こう言われて2億も得するのかという話なんですけれども、じゃ、何で今2億もいっぱいかかっているのかと、こう聞かれたときにどう答えるんですか。そういう部分を含めて、もう少し市民感覚でわかる説明をしないと、せっかくだいいいことやっても、どうも何という、変な誤解を受けてしまう。そしてまた、種々の反対運動等も含めて今、火はおさまったように見えているんですけれども、その人たちのためにももっともっとわかる説明を、今、地元の経済効果もですけれども、もっとPR活動というか、こんくらいの大きな事業の中で、こうだよという部分の中で、ある程度みんな共通認識のもとに立っていく部分が時間的経過の中であればよかったですけれども、今、今日、この採決の日にこういうこと言う、死んだ子の年数えるようなものですけれども、ただ明確に聞きます。何で、その維持管理の部分で、多分市民の人はこう言っているんです。よくてEサービスと契約するんですね、新しい会社です。何でこの新しい会社までつくって、ここさ、要するに入札ですから、入札以外の部分の中でこういう新しい会社と契約をしなければいけないのかという部分1点。多分、これ市民感覚

の中では不思議だと思っています。

それから、何で20年。何で20年もの長期の契約を今、結ばなければいけないのか。これ2つだけでも市民にわかるように、わかりやすい言葉で説明してください。お願いします。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 まず初めに、特別目的会社に関する件でありますけれども、これはPFI法のそもそも考え方によりますけれども、事業者提案の中で建設から運営まで一体化する中で、より事業効率、それから財政効率を出すために、こういう特別目的会社の設置を求めています。

市としましては、特別、入札公告の際に市内企業であるべきという限定はしませんでしたけれども、今回は建設企業のみでの限定でしたけれども、契約の相手方というか落札方になる企業については、特別目的会社はトータルの中で荏原環境プラント、いわゆるプラント企業さんが直接実質的に運営したほうが、より安全な運転も含めてよかろうということで、グループの中で協議されたものというふうに思っております。

それから、特に運営事業のその財政的なメリットに関する部分ですけれども、当然、3つの施設が1つの施設になりますので、維持管理経費は大幅に安くなるわけですが、今回の事業者の提案の中で特に大きかったのは2つありまして、一つは、3つが1つになるという意味では職員の人数で大分大きな差があります。事前にお配りしている資料でもありますとおり、新しい施設の中では34人で運営したいという計画でありますけれども、これまでの3センターにつきましては、非常勤職員も含めてですけれども、3つの施設で60人で大体運営しております。そういう意味で、まず人件費の部分での相当な差異があります。

それから、今回の事業者の提案の中でもう一つ大きかった部分は、議案の説明の中でも申しましたけれども、発電機能を求めて、施設内で、場内で利用したほかに売電をするということがすごく大きなポイントになっております。施設整備につきましても、我々が想定した以上に立派なといいますか、ボイラー設備を提案しておりまして、売電につきましても大体年間7,000万ぐらいの収入を得るといような計画を持っておりまして、特にその売電収入について運営費の削減に大きなポイントを得るところが、今回の維持管理経費の削減に大きくつながっている内容であります。

【「22年という、何で22年なのかという質問」と呼ぶ者あり】

○小丹茂樹 市民生活部長 答弁漏れがありました。

施設自体につきましては、30年運営できる施設ということで建設していただきますけれども、いろいろな情勢の変化が想定されるということで、20年の運営の契約ということで締結するということになります。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 30年が情勢の変化で20年が情勢の変化でないという、言葉尻を捉えればですね、その答弁で納得はしていないですけれども気持ちはわかりますので、この件はまず、これからも、

せつかくの施設です。ちゃんとした広報活動をして、もっともっと理解をしてもらえるように、それをまず要望しておきます。

それから、もう1点お聞きしますけれども、今回の件で忘れたようになってしまっているんですけども、あそこの建設地の地元対策、地元要望がたくさんありました。そこについて、さまざまな要望の進捗度というか、そういう部分について今一度教えてください。どうなっているのか。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 地元の皆様には、建設候補地を決める際からかなり丁寧に何回もご説明申し上げておりますけれども、昨年度も入札公告を出す前に、事業の詳細について地域の全体の皆様にお話をして理解をいただいているところです。

その後、特に工事に関しましては安全対策が重要だということで、地域の交通安全協会の役員の皆様とは、特に何度も工事に際する注意関係についての詳細な意見交換をしております。今回、先ほどお話ししましたとおり、地域全体の皆様と、いわゆる栄の市民会議の皆様と工事に関する安全協定を結びまして、今後の工事の安全に対しては万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番(齋藤光司議員) 地元に対して約束したことについては、やはり誠意を持って対応していただきたいということを1つ、万が一にもバリケードを張られたのなんのということないように、この後も慎重にやってもらいたいと思います。

それから、この機会です。統合されて、これが予算通りでしたら、今までそれこそ、その地元にあった3施設ですね。時間があるので、これから決めていくことになろうと思いますけれども、3施設の大まかな方向性でいいですから、どういう形に、跡地も含めて基本構想があるのかどうか、ひとつお願いします。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 3施設の跡地利用につきましては、市内部で最終的に決定した方向性というのはまだございません。特に課題になっておりますのは、解体するにしても、環境整備に関するような事業でなければ補助金が見つからないということで、単純に解体するにも億という金がかかる想定の中で、有利な財源を見つけるなり、それから特に環境的な部分で不安のないような跡地利用でなければ、やっぱり課題が大きいということで今、内部でも至急検討しているというところの状況ですので、その状況につきましては、また議会の皆様といろいろご相談してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第72号クリーンプラザよこて整備及び運営事業に係る特定事業契約の締結について
を起立により採決いたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後2時40分といたします。

午後 2時28分 休 憩

午後 2時40分 再 開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第29、議案第73号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○伊藤弘明 消防長 ただいま議題となりました議案第73号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の63ページをお開きください。

本案は、消防・救急デジタル無線整備工事で、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は
処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の方法は3社による指名競争入札であります。契約金額は7億8,225万円で、予定価格に対する
落札率は98.3%でありました。契約の相手方は、秋田市旭北錦町5番50号、NECネットエスアイ株式
会社秋田営業所所長高山祐亮氏であります。

本事業は、平成28年の消防・救急無線デジタル化移行に伴う基地局、指令台の整備やシステムの改修
を行うもので、2カ年の継続事業となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第30、議案第74号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。雄物川地域局長。

○杉山哲 雄物川地域局長 ただいま議題となりました議案第74号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書の64ページをごらん願います。

本案は、地方自治法244条の2、3項及び横手市集落多目的共同利用施設等設置条例3条の規定により、横手市集落多目的共同利用施設等の指定管理者を指定したいので、地方自治法の規定に基づいて、議会の議決をお願いするものであります。

施設の名称は横手市船沼多目的集落集会所であります。指定する団体の名称は船沼交流館運営委員会であります。指定期間は平成25年9月1日から平成32年3月31日までとなっております。

なお、施設については現在建設中でありまして、8月に完成の予定となっております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第31、議案第75号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○伊藤弘明 消防長 ただいま議題となりました議案第75号財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書の65ページをお開きください。

本案は、小型動力消防ポンプ13台を購入しようとするもので、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の方法は指名競争入札であります。購入金額は2,129万4,000円で、購入の相手方は横手市寿町1番28号、株式会社タカギ代表取締役高橋龍憲氏であります。

購入しようとするポンプは、消防団に現在配備されている中で、購入から17年が経過したポンプの更新配備となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第32、議案第76号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○伊藤弘明 消防長 ただいま議題になりました議案第76号財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書の66ページをお開きください。

本案は、水槽付消防ポンプ自動車1台を購入しようとするもので、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の方法は指名競争入札であります。購入金額は5,617万5,000円で、購入の相手方は横手市寿町1番28号、株式会社タカギ代表取締役高橋龍憲氏であります。

購入しようとする車両は、現在増田分署に配備されております購入から20年が経過した水槽付ポンプ自動車の更新配備でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第33、議案第77号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第77号財産の取得についてご説明申し上げます。

67ページをお願いいたします。

本案は、建設機械を購入することについて、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

内容でございますが、除雪ドーザ13トン級1台、これは雄物川地域局に配置するものでございますが、1台。契約の方法は指名競争入札。購入金額は1,671万6,000円。購入の相手方は横手市外目字檀森44番地2、コマツ秋田株式会社横手支店支店長小林富雄氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第34、議案第78号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第78号財産の取得についてご説明申し上げます。

68ページでございます。

本案は、建設機械を購入することにつきまして、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

購入する機械でございますが、山内地域局に配備する除雪ドーザ13トン級1台でございます。契約方法は指名競争入札。購入金額は1,617万円。購入の相手方は横手市外目字檀森44番地2、コマツ秋田株式会社横手支店支店長小林富雄氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） 13トン級1台ということで、これ前のドーザと同じだと思いますけれども、

この指名競争入札ですけれども、これ最初の入札された業者と後の業者というのは違いますか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 同じでございます。

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） そうすると、全く同じドーザで同じ指名競争入札して、この金額が違うというのは、これはどういうふうに理解すればいいですか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 若干、詳細の仕様が違いがあるということです。

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） それ、ただ若干と言われても、具体的にどの辺が違うんですか。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 前のご提案終わりました77号と78号のドーザの仕様の違いがございます。それは、77号の議案のほうはバケット付のドーザでございまして、78号はバケットがないタイプでございまして、

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 今の、バケツがあると、バケツが150万円ぐらいしますから、ちょっと金額が合わないような気がしますけれども。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 落札率が70%台でございまして、確かに定価ではそれぐらいの数字かと思いますが、落札率を合わせますと、こういうふうな金額になろうかというふうに思います。

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） すみません、この今、更新するわけですけれども、古いドーザの処分というのは、どういうふうにするんですか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 例年でございましてと公売にかけまして処分をいたしてございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第35、議案第79号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第79号財産の取得についてご説明申し上げます。

69ページをお願いいたします。

本案でございしますが、建設機械を購入するに当たり、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

購入する機械でございしますが、除雪ロータリー2.2メートル級1台、増田地域局に配備するものでございます。契約方法は指名競争入札。購入金額は3,076万5,000円。購入の相手方は横手市赤坂字沢口29番地、有限会社県南重車輜整備工場代表取締役浦部賢逸氏でございします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第36、議案第80号民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起

についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○**照井康晴 建設部長** ただいま議題となりました議案第80号民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起についてご説明いたします。

議案書の70ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、市営住宅使用料の滞納者に対する民事調停の申し立て、及び、調停が不成立の場合における訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本案でございますが、市営住宅使用料を長期にわたり滞納する入居者について、民事調停の場で解決を図るため、民事調停を申し立てすることについて議会の議決をお願いするものであります。調停を申し立てしますと、裁判官と調停委員2人以上から成る調停委員会が開催され、調停が行われることになります。

それでは、具体的な内容についてご説明いたします。

初めに、申し立ての相手方でございますが、記載のとおりでございます。次に、調停申し立ての趣旨でございますが、市営住宅使用料を長期にわたり滞納し、再三の督促等にも応じなかったため、調停を申し立て滞納している住宅使用料の支払いを求めるものであります。滞納は平成19年4月から始まり、現在まで72カ月分の未納となっており、85万4,400円となっております。

これまで市では、滞納者との電話や通知、また、訪問、呼び出し等を行い、その都度、支払いの約束をしていただいておりますが、結果としまして滞納状況を改善することができなかったものでございます。その後も内容証明郵便による法的措置の予告や、住宅の明け渡し請求、入居者との面談も行ってきてございますが、解決に至ることができずに今回の調停申し立てとなったものでございます。

また、あわせて、この調停が不成立となった場合には訴訟に移行することについても議会の議決をお願いするものでございます。この場合、入居者への住宅の明け渡しや滞納している住宅使用料の一括支払いを求めることとなります。なお、調停が成立する見通しとなった場合は、直近の議会の議決を経て合意することとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**佐藤清春 議長** ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○**佐藤清春 議長** 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、委員会付託

○**佐藤清春 議長** 日程第37、議案第81号平成25年度横手市一般会計補正予算（第2号）を議題といたし

ます。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第81号平成25年度横手市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,722万2,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ501億8,322万2,000円に定めようとするものでございます。

次に、第2条、継続費の補正でございますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、継続費補正のとおり、大雄地区小学校統合事業を追加するものでございます。

次に、第3条の地方債の補正でございますが、6ページをお開きください。

第3表、地方債補正のとおり、公営住宅ストック改善事業について廃止し、土壌汚染対策事業など8事業を変更するものでございます。

今回の補正予算でございますが、歳出全般にわたり人件費の4月人事異動に伴う現員現給の過不足を調整しておりますほか、農林水産業費、土木費など、国の平成24年度補正予算（第1号）に伴う事業の前倒しに係る事業費の調整を行っておるものでございます。

それでは、歳出の主な内容につきましてご説明いたしますので、15ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、一般職人件費として2億9,605万8,000円を計上してございます。これは4月の人事異動に伴う現員現給の補正でございます。

次に、同じく7目企画費でございますが、食・農・観d eまちづくり推進事業といたしまして700万円を計上してございます。これは、西部地区へ建設予定の多機能直売施設に係る当該エリアの地形測量関係経費でございます。

続いて16ページをお開きいただきたいと思います。

同じく7目で、過疎集落等自立再生対策事業といたしまして896万5,000円を計上してございます。これは、過疎地域における地域共助組織による高齢者世帯等の除排雪支援並びに緊急時の避難所活動を支援するもので、増田地域の狙半内地区2組織への補助金でございます。全額国庫補助金となっております。

少し飛びまして、20ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、子ども子育て支援事業といたしまして432万6,000円を計上してございます。これは、平成26年度に策定する子ども子育て支援事業計画の準備のための市民のニーズ調査並びに分析に係る委託料でございます。

同じく1目で、重度障がい児保育支援事業といたしまして、430万円を計上しております。これは、

重度障がい児の保育のため、保育士を加配して対応する私立の4保育所への補助金でございます。

同じく保育士等処遇改善臨時特例事業といたしまして、4,186万6,000円を計上してございます。これは、私立保育所の保育士等の処遇改善に要する経費に対しまして、補助金を交付する事業でございます。

次に、21ページをごらんいただきたいと思います。

同じく、5項災害救助費、1目災害救助費で、災害見舞金支給事業といたしまして500万円を計上してございます。昨年度の雪害により被害を受けた市民の方への災害弔慰金の給付でございます。

続いて、22ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で、予防接種事業といたしまして8,985万3,000円を計上しております。これは、予防接種法の改正により任意接種のヒブワクチン等が定期接種化されたことに伴う予算措置で、ワクチン接種緊急促進事業から予算の組み替えを行ってございます。

同じく2目でございますが、成人風しん予防接種事業といたしまして3,416万円を計上してございます。これは、流行が懸念される風疹予防対策として、23歳から45歳の男性・女性を対象として、緊急に風疹予防接種の促進を図る事業といたしまして、費用を全額公費負担で実施するものでございます。

同じく12目斎場施設費でございます。南部斎場管理運営費といたしまして1,974万7,000円を計上してございます。これは、南部斎場の冷暖房兼用空調設備が経年劣化により故障いたしまして、これを更新しようとする経費でございます。

23ページをごらんいただきたいと思います。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費として3,688万5,000円を計上してございます。戸別所得補償経営安定推進事業でありまして、農地集積に係る協力件数の増加に伴う経営転換協力金等の補助金の増額補正でございます。

24ページをお開きください。

同じく3項で、就農支援事業といたしまして364万円を計上してございます。これは、フロンティア農業育成費並びに「地域で学べ！農業技術研修」事業による新規就農者、農業後継者の農業研修に対する助成、奨励金等といたしまして、研修者の数が増えたということに対する増額補正でございます。

同じく2項林業費、1目林業総務費に1,200万円を計上してございます。これは、持続的森林経営確立総合対策実践事業分といたしまして、既存の森林作業路網の改良に係る新規補助金の補正でございます。

少し飛びまして、29ページをお開きいただきたいと思います。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で、小学校統合事業といたしまして6,159万5,000円を計上してございます。これは、大雄地区小学校統合事業で、国の交付金の制度改正により本統合事業に交付金の充当が見込めることになりました関係で、統合事業を前倒しして計上したものでございます。

次に、30ページをお開きいただきたいと思います。

同じく2目教育振興費で、教育振興費教育委員会分といたしまして、655万7,000円を計上してござい

ます。これは、国の平成24年度補正予算（第1号）に伴う小学校理科教育振興備品の購入経費でございます。

同じく3項中学校費、2目教育振興費で、こちらのほうにも同様のもので389万4,000円を計上してございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前に戻りまして8ページ、お聞きいただきたいと思いません。

8ページの事項別明細書の歳入表をごらんいただきたいと思いません。

14款国庫支出金では4,187万6,000円を計上してございます。これは、子育て支援交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金などのほか、国の平成24年度補正予算に伴う事業前倒しの調整などを行ってございます。

続いて、15款県支出金では、1億2,014万8,000円を減額してございます。これは、子宮頸がん等予防接種促進事業補助金、強い農業づくり交付金事業補助金、秋田県知事選挙費委託金のほか、減額によるものでございます。

18款をごらんいただきたいと思いません。

18款繰入金でございますが、1億5,757万7,000円のうち財政調整基金から1億5,298万8,000円を繰り入れいたしまして、収支の均衡を図っておるところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番小野正伸議員。

○9番（小野正伸議員） 午前中の市長の所信の中にもございましたけれども、成人の風疹の予防接種事業についてちょっとお伺いしたいと思いません。まず、いち早く取り上げていただいて非常にありがたいなと思っておりますけれども、まず23歳から45歳までというお話でございましてけれども、まず23歳からという年齢の制限を設けたという部分を1つ、それがちょっとわからなかったことと、あとは1人当たり1万円ぐらいかかるというお話でしたので、対象の方が3,400人ぐらいいるのかなと思いませんけれども、あとは配偶者の方ということも書いてありますけれども、ご夫婦でなければ対象にならないのかなという、その3点お願いしたいと思いません。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 最初の、23歳からというふうな年齢制限を設けたことでございましてけれども、23歳までについては国で定期接種で2回個別接種を実施しているはずでございましてので、何か病気等で特別な事情がある人は除いて、制度的に23歳未満の方々には2回接種しておりますので、通常2回接種しておれば、一生のうちではほぼ罹患する確率が少ないと言われる年齢でございまして。ということで、23歳以上と。23歳以上の方につきましては、34歳までの方については、通常の方は中学校時に1回接種しているはずでございまして。そうした場合は、1回接種の場合は10年ぐらいでワクチンの効果が薄れるとい

うことをございますので、こういった方については接種していただきたい。34歳を超えますと、女性については51歳までは1回接種しているはずでございます。男性は1回も接種していないというような状況のはずでございますので、こういった方々について接種していただくということで、年齢制限を設けました。

それから、今回は、この年代の方については、女性の方は妊娠・出産を希望する方、男性についてもそういう方々にまずかかわりを持つであろうということで、そういった罹患することによってまず配偶者等に迷惑がかかるというような方で希望があれば、接種可能ということで予定しております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 15ページの食・農・観d eまちづくり推進事業についてでありますけれども、よろしいでしょうか。五十嵐市長のほうからも、所信説明の中で具体的な事業計画の立案を行っているということでありましたけれども、雄川荘の部分については温泉施設の拡大というようなことを考えられているのでしょうか。それとも、別にとというような、併設するような形でのことを考えられているのか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ちょっとご質問の内容、よく聞き取れなかったもので申しわけありませんでした。

雄川荘の取り扱いにつきましては、基本的には今の既存の施設を一部手を加えさせていただいて、利用をさらに伸ばしていけるような形というのを想定してございます。いずれエリア全体を総合的に互いに伸ばしていけるような、そういうような関係につくり上げていきたいというふうに考えてございます。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） やっぱり温泉施設が一時お休みになるというか、事業のためにそのようになるというのは、お客様が離れていくということを非常に心配しております、えがおの丘が塗装でそういう事業が始まったときにも大分お客様が離れていったという経緯があって、営業中であるというようなそういうのが目に見えてわからないと、だんだんお客様が離れていってしまうということを非常に心配されているようでありますので、今後、現場の声も吸い上げながら進められていくと思っておりますけれども、十分その点について検討していただきたいなと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） ちょっと確認だけさせてください。

教育費の10款の大雄小学校の統合事業なんです、多分、統合の年度等については変更も何もないと思うんですが、国の補正予算の形の中で前倒しの事業という形になるかというふうに思いますけれど

も、どのような形で、工期を含めましてどのようなスケジュールで進んでいくのか、そのあたり、もうちょっと詳細に教えていただけますか。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 全体的な計画は、まず今の段階では変わっておりません。それで、先ほどお話ありましたように国のほうの前倒しということで、全体的な内容の委託料、それから工事請負費の30%、25年度に実施したいという内容のものでございます。

以上であります。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番(寿松木孝議員) それはわかるんですが、そのことによって、例えば事業って30%前倒しになったから30%分だけ建ててやめておくとかという話じゃないと思うんですよ。ですから、そこら辺を含めまして、お尻のといひますか、平成27年の統合の開校のことはわかるんですけども、その中でどういうスケジュールを組み立てて、例えば学校のこれ増築ですよ。ということは毎日児童たちが勉強している中で増築していかなければいけないわけですから、そのあたりのスケジュールも少し加味してやっているのかどうかと、そういうことを考えられているのかということをお聞きしたいという内容です。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 今現在、私のほうで詳細について現在ちょっとつかんでおりませんので、後でご説明申し上げたいと思います。申しわけございません。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番(寿松木孝議員) 所管の部分なので、本当は委員会でというふうにも思ったんですが、少し大切な事業だというふうに思いましたのでお話しさせていただいたんですが、ぜひ委員会までに、そのような形のトータル的なスケジュールを含めまして、こういうイレギュラーなときには教えていただけるように、ひとつよろしく願いして終わりたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成25年度横手市一般会計補正予算(第2号)は、29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本補正予算は29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議員全員の29人を指名いたします。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第38、議案第82号平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第82号平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,573万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億3,319万円に改めようとするものであります。

初めに、歳出からご説明いたします。

10ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費240万4,000円の減額は、人事異動に伴う人件費を計上しております。

6款1項1目介護納付金1,129万2,000円の減額は、支払基金からの決定通知によるものであります。

9款基金積立金では、2億円の積み立てを計上しております。平成24年度繰越金の中から、財政基盤の強化を図るため積み立てをしようとするものであります。

11ページをごらんください。

11款諸支出金に1億8,499万9,000円を増額しております。これは、概算交付された平成24年度の国庫負担金が1億5,000万、退職者医療交付金などの3,500万円が実績により償還するとなることによるものであります。

12款予備費では、3,557万円を減額しております。これは、歳入歳出の均衡を図るものであります。

次に、歳入の8ページをごらんください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税2億795万7,000円の減額と、2目退職被保険者等国民健康保険税4,121万4,000円の減額は、税率を昨年度と同様に据え置いて積算し、計上しております。

3款2項1目の財政調整交付金7,144万2,000円の減額は、国の普通調整交付金を昨年度の実績額とするものであります。

9ページをごらんください。

5款1項1目前期高齢者交付金3,367万2,000円の減額は、今年度の交付決定によるものであります。

9款1項1目一般会計繰入金240万4,000円の減額は、人事異動に伴うものであります。

10款1項1目療養給付費交付金繰越分を2,999万9,000円増額しております。これは、退職者医療に対する交付金の超過見込み分を計上しております。

同じく、2目その他繰越金6億6,242万3,000円の増額は、繰越金の合計から1目の退職者医療に対する繰越金を除いた額を計上しております。繰越金は合計で6億9,242万2,000円の増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第39、議案第83号平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第83号平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

介護保険予算書1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,195万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ105億8,597万3,000円に定めようとするものでございます。このたびの補正予算は、4月の人事異動による人件費の調整が主なものでございます。

それでは、2ページ第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

最初に、下段、第1款総務費1項総務管理費から822万3,000円を減額しております。これは、職員の減による人件費の調整でございます。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業で497万9,000円を減額しております。こちらも職員の減による人件費の調整でございます。

3款基金積立金では、歳出の減額により生ずる介護保険料負担分の剰余分124万3,000円を基金に積み立てるものでございます。

次に、上段の歳入でございますけれども、地域支援事業の減額について、それぞれ国・県補助金の負担割合に応じまして減額し、補助対象外経費等につきまして一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） ちょっとわからなくて教えてもらいたいですけれども、9ページ、級別職

員数の補正前と補正後の関係で、例えば補正前は3級と4級が10と3と、これが補正後は3級と4級が6と6と、5級が3というようになっていきますけれども、これは何かちょっと大分変わったように見えますので、そこら辺の理由というか、これは何をあらわしているのか、それをお願いします。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 介護保険の特会から支出される人件費でございますので、それぞれの担当の者の職員が入れ替わったために、これで申しますと3級が10名から4級、5級等が増えておりますので、若手の職員から人事異動で経験年数のある職員に替わっているというような状況でございます。

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員。

○14番(堀田賢逸議員) 今の話でわかりますけれども、その経験のある職員は交流してどこかほかから来たということなんですか。それはどういうことなんですか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 介護保険事業の人件費でございますので、介護保険、高齢ふれあい課とか、それから包括支援センターの職員が人事異動によってほかから来て、高齢ふれあい課とか包括の職員がほかの部署に回ったということでございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第40、議案第84号平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第84号平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,107万円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ7億6,060万5,000円に定めようとするものでございます。今回の補正は、こちらも4月の人事異動に伴う人件費の調整が主なものでございます。

それでは、補正の内容につきましてご説明いたしますので、2ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

最初に、下段、歳出で1款総務費に60万7,000円を計上しております。これは、職員の人件費の過不足額を調整したものと、白寿園での障がい者就労ステップアップ事業の受け入れ経費などを補正したも

のでございます。

2 款サービス事業費では、1,167万7,000円減額しております。これは、非常勤職員の報酬並びに職員人件費の過不足額について調整したものでございます。

なお、上段の歳入では4 款繰入金を1,107万円減額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第41、議案第85号平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第85号平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,318万6,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ5億2,767万7,000円に改めようとするものでございます。このたびの補正予算は、主に職員の人事異動に伴う人件費の調整によるものでございます。

それでは、補正の内容について説明いたしますので、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

下段の歳出でございますけれども、1 款総務費に施設管理費として266万3,000円を計上しております。これは、人事異動に伴う人件費の調整分と、療養室のマルチエアコン1機の取り替え工事に要する経費を計上したものでございます。

2 款のサービス事業費に2,052万3,000円を計上しております。これは、人事異動に伴う人件費の調整を行ったものでございます。

上段の歳入でございますけれども、3 款繰入金に2,318万6,000円を計上し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第42、議案第86号平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第86号平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ37万6,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ7,867万5,000円に改めようとするものでございます。

補正の内容でございますけれども、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

初めに、下段、2款サービス事業費に37万6,000円を計上しております。これは、職員の人件費の調整によるものでございます。

上段の歳入では、2款繰入金に同額を計上し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第43、議案第87号平成25年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第87号平成25年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の1ページでございます。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ584万円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ2億9,384万円に定めようとするものでございます。

今回の補正の内容につきましてご説明いたしますので、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

初めに下段、歳出では、1款総務費に584万円を計上しております。これは、4月の人事異動に伴う人件費の調整を行ったものでございます。

歳入では、4款繰入金に同額を計上し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第44、議案第88号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第88号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ148万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,115万6,000円に改めようとするものでございます。

歳出について説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款施設経営費、1項施設経営費では、定期人事異動に伴います人件費の補正のほか、1目雄川荘経営費で、ふるさと応援基金によりまして入り口付近の生け垣を施工する経費、2目さくら荘経営費で臨時職員の経費を報酬に組み替える経費、3目ゆっふる経営費でふるさと応援基金によりまして男湯・女湯等ののれん代に要する費用を計上してございます。

歳入につきましては上段をごらんください。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金で148万7,000円を減額をしまして、歳入歳出の均衡を図っております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第45、議案第89号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第89号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万6,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ2億4,539万6,000円に改めようとするものであります。

それでは、歳出の内容についてご説明いたしますので、5ページのほうをお願いいたします。

歳出、1款1項3目三枚橋地区土地区画整理事業費において171万6,000円を減額してございます。これは、4月の定期人事異動に伴う人件費の補正であります。

次に、歳入であります。上段歳入欄に記載のとおり、3款繰入金で一般会計繰入金を同額減額し、歳入歳出収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第46、議案第90号平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第90号平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,828万7,000円を減額し、総額を4億8,963万3,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

8ページの1款1項1目一般管理費では、350万7,000円を減額しております。これは、定期人事異動に伴う職員人件費の調整と、非常勤職員の採用を見送ったことによる減額でございます。

次に、2款1項1目集落排水施設事業費では、222万円を増額しております。これは、定期人事異動に伴います職員人件費の調整によるものでございます。

2款1項2目集落排水施設機能強化事業費では、8,700万円を減額しております。これは、国の平成24年度補正予算により、前倒しとなった補助事業費を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

3款1項1目集落排水事業県補助金と8款1項1目下水道債では、国の平成24年度補正予算により、前倒しとなった補助金事業費分をそれぞれ4,350万円減額するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金では、128万7,000円を減額して収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第47、議案第91号平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第91号平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,691万5,000円を減額し、総額を5,091万7,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、5ページの下段をごらんいただきます。

1款1項1目一般管理費では、1,691万5,000円を減額しております。これは、定期人事異動に伴います職員人件費の調整によるものです。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、その同じページの上段をごらんいただきます。

3款1項1目一般会計繰入金を1,691万5,000円減額し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第48、議案第92号平成25年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第92号平成25年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

水道補の1ページをお開き願います。

第2条は、収益的支出の予定額の補正でございます。

第1款水道事業費用の総額20億3,710万円から1,258万4,000円を減額し、支出総額を20億2,451万6,000円に改めようとするものです。これは、定期人事異動による職員人件費の調整と、平成24年度企業債の借入利率が確定したことによるものでございます。

第3条は、資本的支出の予定額の補正でございます。

第1款資本的支出の総額27億6,733万7,000円に27万4,000円を増額し、支出総額を27億6,761万1,000円に改めようとするものです。これにつきましても、定期人事異動による職員人件費の調整によるものです。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額9億8,950万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金を8億7,619万7,000円に改め、不足額を補填するものです。

次に、2ページをごらんください。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費の変更でございます。なお、詳細につきましては3ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第49、議案第93号平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第93号平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条では、収益的支出の予定額の補正でございます。

第1款下水道事業費用の総額17億1,681万1,000円から883万1,000円を減額し、支出総額を17億798万円に改めようとするものでございます。

第1項営業費用で483万1,000円を減額しておりますが、これは定期人事異動による職員人件費の調整

で、641万2,000円の減額と、取得資産の評価額の確定による減価償却費158万1,000円の増額によるものです。

第2項営業外費用400万円の減額は、企業債支払い利息の確定によるものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

第1款資本的収入の総額11億9,418万9,000円から2,300万円を減額し、収入総額を11億7,118万9,000円に改めようとするものです。これは、国の平成24年度補正予算により、前倒しとなった補助事業分を減額するもので、1項企業債を1,100万円、第3項補助金を1,200万円それぞれ減額するものでございます。

次に、第1款資本的支出につきましては、支出の総額17億6,934万9,000円から2,933万5,000円を減額し、支出総額を17億4,001万4,000円に改めようとするものでございます。これにつきましては、定期人事異動による職員人件費の調整で533万5,000円の減額と、国の平成24年度補正予算により、前倒しとなった補助事業費2,400万円を減額するものでございます。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額5億6,882万5,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金を5億403万5,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を1,057万4,000円に改め、不足額を補填するものでございます。

次に、2ページをごらんいただきます。

第4条では、企業債の限度額を改めようとするものでございます。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与の変更でございます。なお、詳細につきましては3ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月11日から6月16日まで6日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明6月11日から6月16日まで6日間休会することに決定いたしました。

6月17日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時49分 散 会

